

「災害に強い福祉」推進事業

「新型コロナウイルス感染症等の感染症リスク下での
自然災害に対する福祉避難所の備えと取組み
に関する調査」結果



社会福祉法人

東京都社会福祉協議会

つなげる笑顔のかけ橋

はじめに

近年、全国各地で地震や豪雨、台風などによる自然災害が多発しており、局地的あるいは広域的に甚大な被害をもたらしています。水害では、特に、人的な被害が高齢者に集中していることから、国では「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」などを設置し、市町村による個別避難計画の作成が努力義務化、合わせて福祉避難所の制度の見直しなど、要配慮者に関する災害対策の検討がすすんでいます。東京においては、令和元年9月から10月にかけて関東地方に上陸した令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風は、都内外の福祉施設に浸水や断水、停電などの被害をもたらし、復旧と利用者支援継続のために多大な労力を費やしました。首都直下地震等の大規模災害だけでなく、局地的な浸水被害等の水害も想定して備えることがより一層、求められています。

さらに、令和2年から世界中で新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、密接した空間を避ける、人と一定の距離を保つなどの「新しい生活様式」への転換が提唱され、人々の生活に多大な影響を与えています。

このような背景から、災害時には新たな感染症のリスクに備えた上での対応が求められています。特に、災害発生時要配慮者を受け入れる福祉避難所については、多くの区市町村で福祉施設が想定されており、その対策は急務といえます。

東京都社会福祉協議会ではこの間、災害発生時の要配慮者支援に関するアンケート調査やヒアリング調査を実施してきました。

平成28年度には、都内区市町村を対象に「大都市東京の特性をふまえた災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関する区市町村アンケート」を実施しました。在宅で福祉サービスを活用しながら生活している要配慮者が多い東京では、災害時にニーズの増大が見込まれるとともに、福祉サービスの供給力の確保が課題となることが明らかになっています。

平成30年度には、都内福祉施設を対象に「都内福祉施設・事業所における災害時の利用者ならびに地域の高齢者・障害者・子ども等への支援に関するアンケート」を実施しました。供給体制の確保に加え、要配慮者のリスクをふまえた支援体制の構築、福祉避難所の設置・運営に向けた地域における具体的な検討の推進が課題であることが明らかになりました。

こうした調査結果や感染症対策等の昨今の課題をふまえ、福祉避難所に関する自治体の備えや工夫、要配慮者支援の状況等を探ることを目的に実施したのが本アンケート調査です。

本書では、第一章に「調査結果から明らかになったことと課題」、調査結果を、第二章に参考事例として3地区の事例を掲載しています。

本書が、自治体ならびに地域の防災対策の一助になれば幸いです。

社会福祉法人
東京都社会福祉協議会
事務局長 小林 秀樹

「災害に強い福祉」推進事業

「新型コロナウイルス感染症等の感染症リスク下での自然災害に対する福祉避難所の備えと取組みに関する調査」結果

目 次

はじめに

■第一章

調査実施のあらまし	6
調査結果から明らかになったことと課題	7

〔基本属性〕

1 回答区市町村の状況	12
2 回答記入部署の状況	12
3 都内区市町村における福祉避難所を所管する部署の状況	13

I 福祉避難所の整備状況

1 福祉避難所の指定状況	16
2 福祉避難所数、定員数の状況	18
3 福祉避難所数、定員数の設定方法	20
4 福祉避難所の住民への周知方法	23
5 福祉避難所を周知する上での課題	25
6 福祉避難所を周知する上での工夫	27
7 福祉避難所を設置・運営する上での課題	29
8 福祉避難所に避難することを想定していない避難者が避難した場合の対応	32
9 停電時の通信手段の確保状況	34
10 福祉避難所の設置・運営に関する協定の締結状況	36
11 福祉避難所に関する協定の記載内容	37
12 福祉避難所の設置・運営に関する役割分担	40
13 福祉避難所の設置・運営のために事前に取り組んでいること	44

II 感染症、水害への備え

1 感染症対策をふまえた協定内容の見直し状況	50
2 設置か所数、定員数の見直しの状況	53
3 運営についての協議の状況	55
4 新型コロナウイルス感染の疑いのある人への対応	57

5	感染症対策と水害対策をふまえた新たな物品の準備状況	59
6	感染症対策や多発する水害をふまえ、災害時における要配慮者支援上の課題、工夫	62

Ⅲ その他、関係機関や福祉施設等とのネットワークとの連携

1	災害時の要配慮者支援において、保健所や医療機関等との連携において想定していること	66
2	民間福祉施設のネットワークや活動との接点	68

【コラム】

○	(定員数の設定方法) 荒川区	22
○	(定員数の設定方法・災害時の人材確保に向けた協定) 清瀬市	22、48
○	(福祉避難所の周知の工夫・通信手段が遮断された際の伝達手段) 町田市	28、35
○	(生活相談員の協定) 中央区	43
○	(台風第19号をふまえた対応) 足立区	52

■第二章 参考事例

I	世田谷区	72
II	江戸川区	76
III	狛江市	80

■参考資料

	調査票	86
--	-----	----

第一章

調査結果から明らかになったことと課題

および

調査結果

● 調査実施のあらまし

「新型コロナウイルス感染症等の感染症リスク下での自然災害に対する福祉避難所の備えと取組みに関する調査」

1 目的

各区市町村における福祉避難所の整備状況と、特に、様々な感染症リスク下での水害を中心とした自然災害への備えの状況等を把握し、その知恵や工夫、課題を共有することで、今後の東京における要配慮者を守る防災対策の充実につなげる。

2 調査対象

都内区市町村62か所（※防災主管課を通じ、回答を依頼）

3 調査の実施方法

- (1) メールまたは郵送による全数調査
- (2) 対面、Zoomによる取材

4 回答状況

62/62区市町村（100%）

5 集計

- ・100分率の計算にあたって小数点第二位以下は四捨五入。したがって、合計は必ずしも100%にはならない。
- ・自由回答の掲載にあたっては、内容ごとに分解し、同類項をまとめ、類型化を行った。
- ・自治体名など、特定できる自由回答は一部削除した上で掲載している。

6 主な項目

- ・福祉避難所の整備状況
- ・感染症、水害への備え
- ・医療機関、福祉施設との連携

7 時期

令和2年9月～令和2年10月

8 その他

本調査をふまえ、特に福祉避難所の運営における課題として多く挙げられた下記の点において、特徴的な取組みをすすめている3自治体に、参考事例としてのヒアリングを行った。

1. 福祉避難所指定施設へのアンケートや訓練実施に関する取組み
世田谷区
2. 避難行動要支援者に福祉避難所を個別に指定する取組み
江戸川区
3. 福祉避難所開設訓練に関する取組み
狛江市

また、個別に特化した課題への取組みとして5自治体にヒアリングを行った。

1. 定員数の設定方法
荒川区・清瀬市
2. 福祉避難所の周知の工夫・通信手段が遮断された際の伝達手段
町田市
3. 生活相談員の協定
中央区
4. 令和元年台風第19号をふまえた対応
足立区

● 調査結果から明らかになったことと課題

I 福祉避難所の設置・運営について

ポイント① 福祉避難所の指定状況

- * 都内自治体の約9割が福祉避難所を指定。
- * その内訳は高齢者福祉施設が5割、障害者福祉施設が2割、児童福祉施設が1割と、計約85%は福祉施設。平成28年度から変わらず。

約9割の自治体が福祉避難所の指定をしています（図1）。なお、指定していないのは主に条件の厳しい島しょ地域でした。

今回調査による福祉避難所指定施設は総数1,419か所でした。そのうち、約85%が福祉施設であり、福祉施設は災害時の要配慮者を支える大きな役割を担っていることが分かります（図2）。

平成28年度に本会が実施した「大都市東京の特性をふまえた災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関する区市町村アンケート」（以下、平成28年度調査）で、同様の項目を尋ねたところ、福祉避難所に占める福祉施設の割合は、同様の8割でした。施設種別の割合も、高齢者福祉施設が5割、障害者福祉施設が2割、児童福祉施設が1割と変化は見られませんでした。

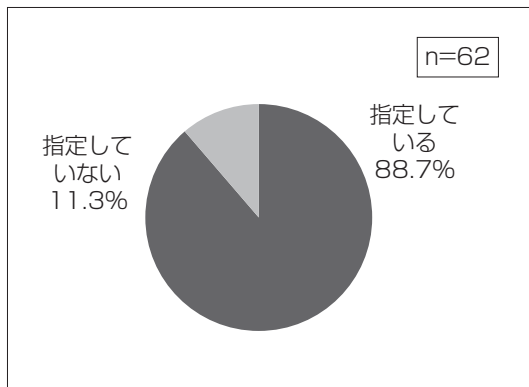


図1 福祉避難所の指定状況

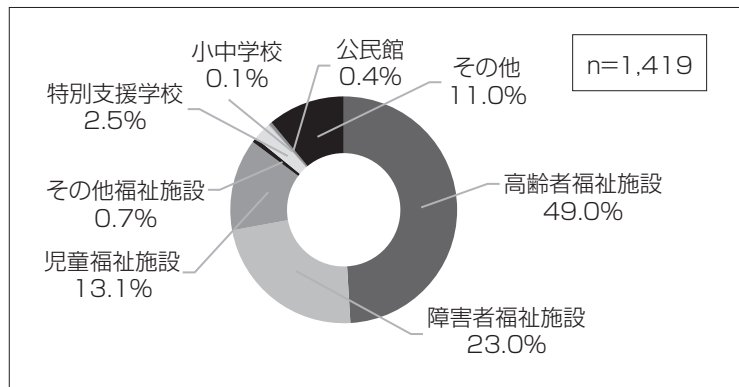


図2 福祉避難所 指定先の内訳

ポイント② 福祉避難所に関する周知に課題

- * 「広く周知してしまうと対象でない避難者の避難の助長につながりかねないため、積極的な周知が難しい」。その背景に定員数が定まらない自治体が多い事情が考えられる。

福祉避難所の周知について、「二次避難所として位置づけている等のため、積極的な周知は行っていない」と回答した自治体は全体の約3割でした（図3）。「対象でない避難者の避難の助長の恐れから、積極的な周知ができない」、「福祉避難所自体の周知不足」、「『地域住民に混乱が生じない形の周知』が課題」などの回答が、複数の自治体からあげられました。一方、定員数の算定の設問では、「指定できるところや協力が得られる施設等の状況で定数を設定」とする自治体が7割、「その他」として「定員数を決めていない」とする自治体が約25%ありました。これらの定数の問題が周知を難しくしている要因のひとつであると考えられます（図4）。

なお、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大下、「感染症対策として受入可能数の減少」が複数自治体であげられています（30頁、62頁参照）。

また、福祉避難所の協定に、「受入れルート」「定員」について、記載している自治体が他の項目に比べると少ないことが明らかになりました（図5）。

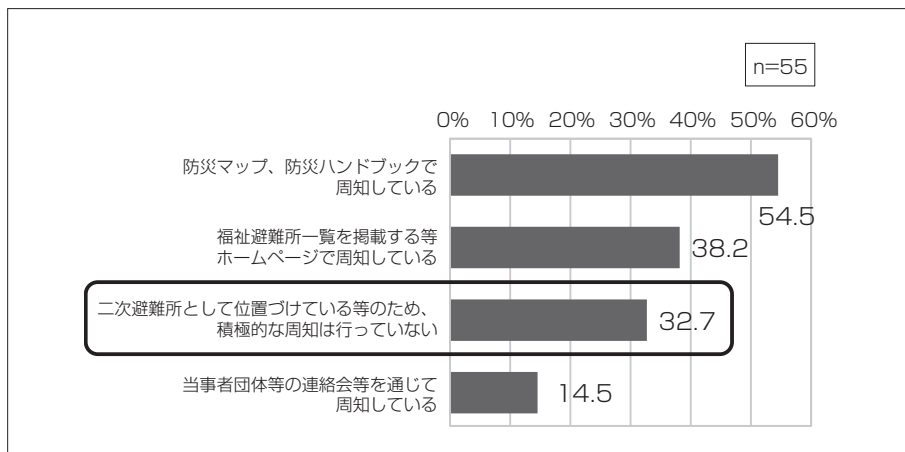


図3 福祉避難所について、住民への周知方法（複数回答）

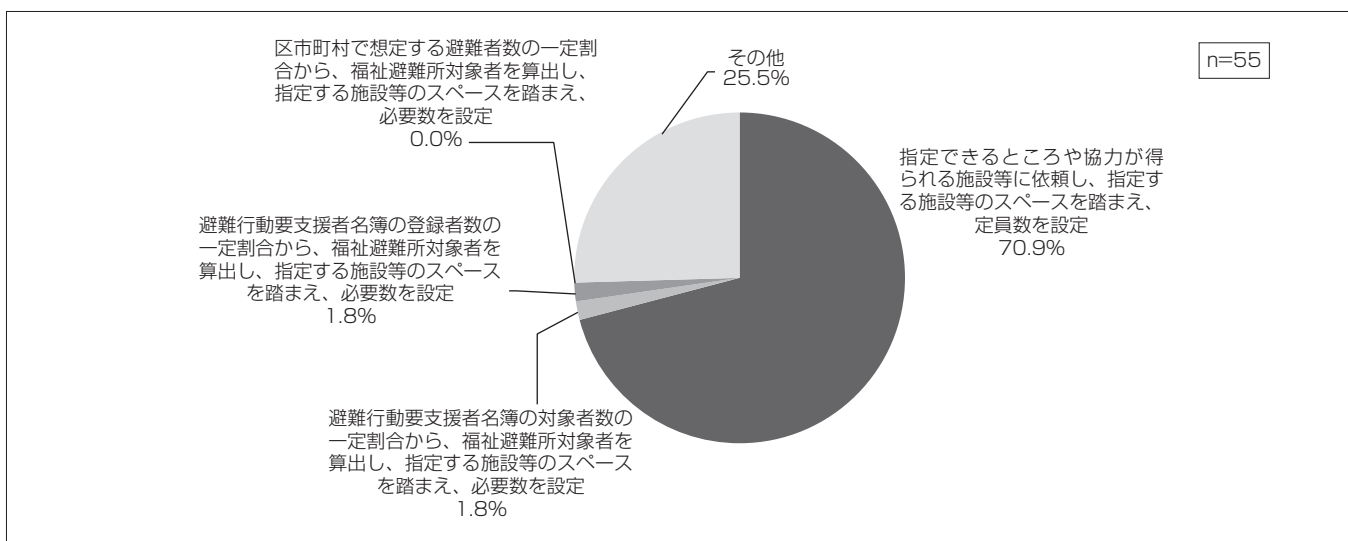


図4 福祉避難所数、定員数の設定方法

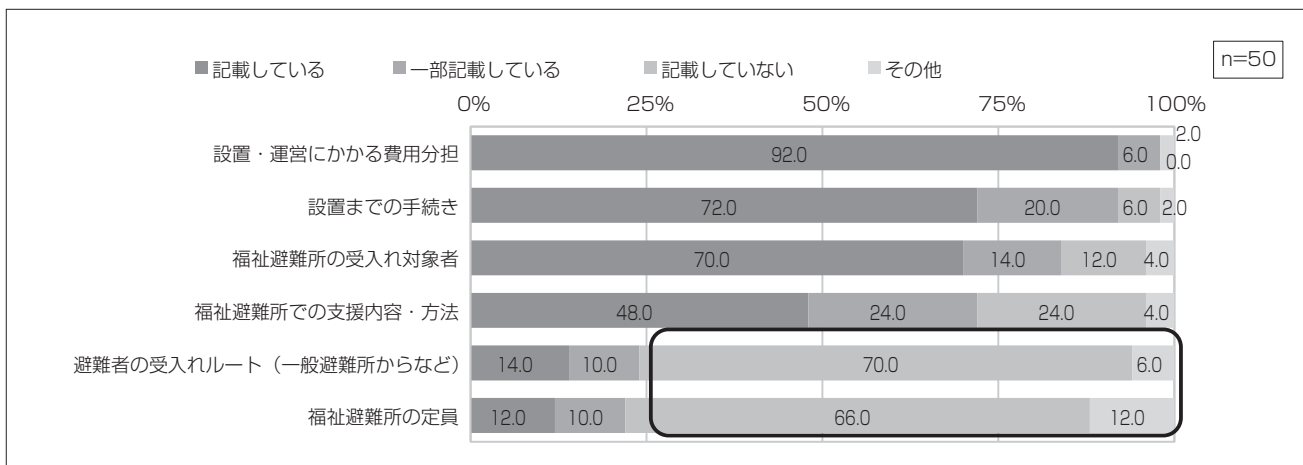


図5 福祉避難所に関する協定の記載内容

ポイント③

福祉避難所の設置・運営に関する主な役割分担

- * 主に自治体が「必要となる物資の調達・手配」、「一般避難所から福祉避難所への移送」、施設が「福祉避難所の設置に必要なスペースの提供」、「福祉避難所における介護・見守り」
- * 「介護・福祉等の専門職ボランティアの手配」は、2割の自治体で役割分担が未定

福祉避難所の役割分担について、尋ねました（表1）。「自治体」が主に担うと多く想定されている項目は「必要となる物資の調達・手配」、「一般避難所から福祉避難所への移送」でした。「施設」が担うと想定されているのは「福祉避難所の設置に必要なスペースの提供」、「福祉避難所における介護・見守り」でした。「家族介護者等」が担うことが想定されている項目は「一般避難所から福祉避難所への移送」、「福祉避難所における介護・見守り」でした。「現時点で役割分担をしていない」と回答した自治体の割合は、平成28年度調査より、どの項目も減少していることが分かりました。この中で平成28年度調査と割合が比較的変わらなかった項目は「介護・福祉等の専門職ボランティアの手配」でした。

平成28年度調査と比べると、全体として役割分担がすすんできていることが窺えます。

表1 福祉避難所の設置・運営に関する自治体と施設等の役割分担（複数回答） 単位：％
上段：平成28年度調査 下段：今回調査

n=58	自治体	施設	その他（家族等介護者、本人等）	現時点で役割分担はしていない
n=50				
①福祉避難所の受入れ避難者の調整	72.4	17.2	0.0	15.5
	96.0	26.0	0.0	6.0
②福祉避難所の設置に必要なスペースの提供	10.3	79.3	1.7	10.3
	12.0	90.0	0.0	6.0
③一般避難所から福祉避難所への移送	48.3	8.6	27.6	32.8
	84.0	34.0	100.0	8.0
④福祉避難所における介護・見守り	17.2	56.9	24.1	25.9
	26.0	68.0	74.0	16.0
⑤介護・福祉等の専門職ボランティアの手配	60.3	6.9	8.6	25.9
	74.0	20.0	12.0	22.0
⑥必要となる物資の調達・手配	77.6	12.1	0.0	13.8
	100.0	22.0	26.0	2.0
⑦食事の提供等日常生活維持のための支援	41.4	41.4	10.3	27.6
	54.0	60.0	54.0	14.0

II 感染症、水害への備え

ポイント④

感染症対策に配慮した福祉避難所の運営に向けて

- * 感染症対策の観点から福祉避難所数、定員数の見直しを行った自治体は約1割。検討中と合わせて約5割の自治体が福祉避難所数、定員数を見直しの方向で検討
- * 感染症対策をふまえた福祉避難所の運営について既に協議した自治体は16.4%。指定施設と協議予定、または検討中と合わせて約6割の自治体が協議をすすめる方向でいる。
- * 感染症対策、水害に備えた物品を新たに用意している、または予定がある自治体は約7割。
- * 感染症対策を踏まえた災害時の要配慮者支援の課題で主にあげられたのは「福祉避難所の収容可能人数の減少や不足。それに伴う新たなスペースの確保」
- * 風水害に対する要配慮者支援の課題であげられた課題は
 - ・「浸水区域や浸水の危険性がある立地に福祉施設があるため、避難場所や避難が可能か検討する必要がある」
 - ・「二次避難の難しさ」

感染症対策の観点から、福祉避難所数、定員数の見直しを「行った」自治体は10.9%、「検討中」である自治体は38.2%で、合わせて約5割の自治体が福祉避難所数、定員数の見直しをすすめる方向でいることが分かりました（図6）。

福祉避難所に指定された福祉施設と感染症対策をふまえた運営等について、「協議した」16.4%、「協議の予定がある」5.5%、「検討中である」36.4%と合わせて約6割の自治体が感染症対策をふまえた運営について協議をすすめる方向にしていることが分かりました（図7）。また、感染症対策、水害対策をふまえ、新たに物品を「用意した」、あるいは「する予定がある」と回答した自治体は、合わせて約7割でした（図8）。

具体的な物品では、感染症対策としてはマスク、アルコール消毒液、体温計、水害対策としては間仕切り、段ボールベッド、蓄電池などを用意しているとの回答が複数ありました。

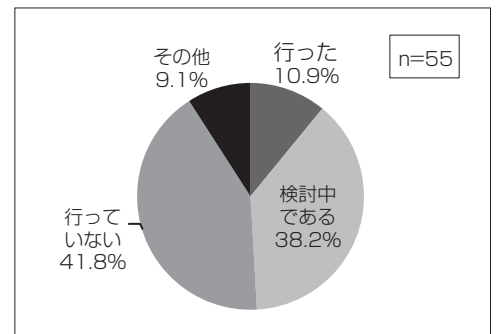


図6 福祉避難所の設置か所数、定員数の見直し状況

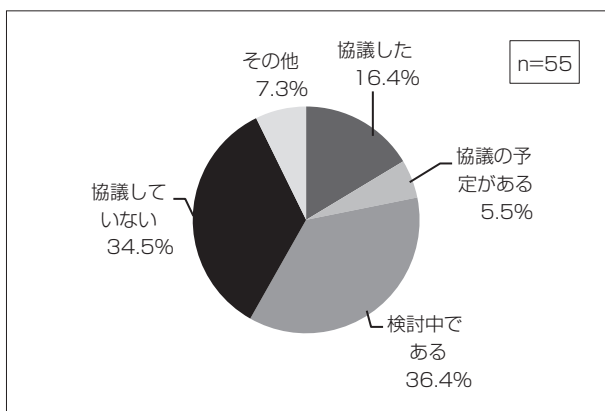


図7 新型コロナウイルス感染症等の感染対策についての福祉避難所の運営等についての協議状況

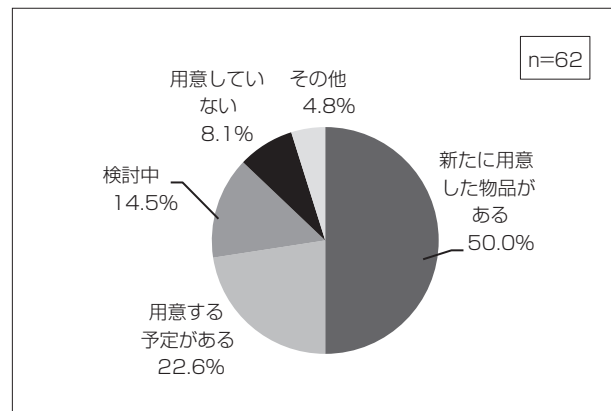


図8 感染症対策と水害対策として、新たに用意、配布した物品の状況

ポイント⑤

- * 民間福祉施設のネットワークや活動と接点を持っている自治体は約3割
- * 民間の福祉施設のネットワークや活動を把握していないと回答した自治体が約6割

今回の調査では、半数近くの自治体から、福祉避難所を設置・運営するための「人材確保」が課題としてあげられたところです。

一方で、「民間福祉施設のネットワークや活動と接点を持っている」という自治体は約3割でした(図9)。また、民間の福祉施設のネットワークや活動を「把握していない」と回答した自治体は約6割という結果になりました。地域によっては、社会福祉法人の連絡会を設け、社会福祉協議会がその事務局を担っているところもあります。今後、こうしたネットワークとの連携がすすみ、各地域の事情に合わせた防災対策に向けた連携がすすむことが期待されます。また、区市町村社会福祉協議会は住民やボランティア団体、民生委員などともネットワークを持っています。災害時には、地域住民の方たちの理解と協力が大きな力となります。こうした面からも協働に期待がされます。

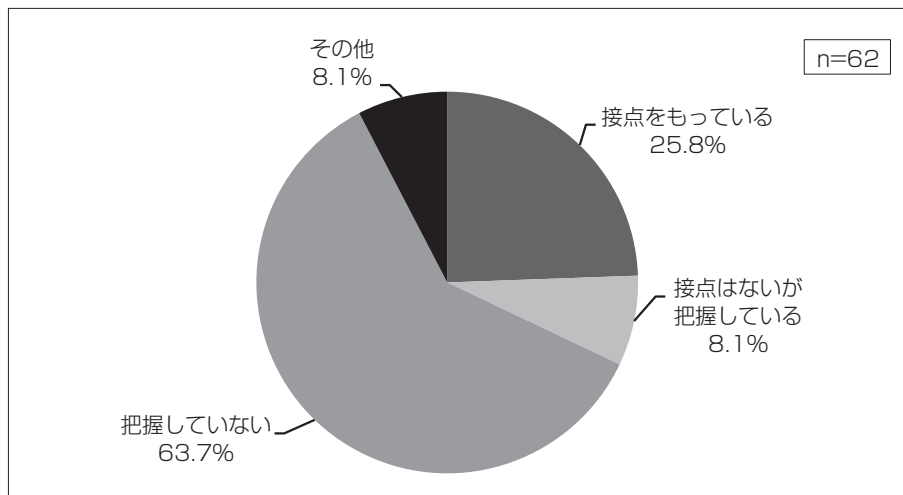


図9 民間の福祉施設のネットワークや活動との接点

● 基本属性

1 回答区市町村の状況

区部	23自治体
市部	26自治体
町村部	13自治体
計	62自治体

2 回答記入部署の状況

回答記入部署を集計したところ、防災主管課からの回答が、49自治体（79.0%）と最も多い結果となりました。区部、市部については、防災主管課以外に、福祉主管課など福祉避難所に直接的に関わる部署からの回答も得られました。町村部はすべて防災主管課からの回答でした（図1、表1）。

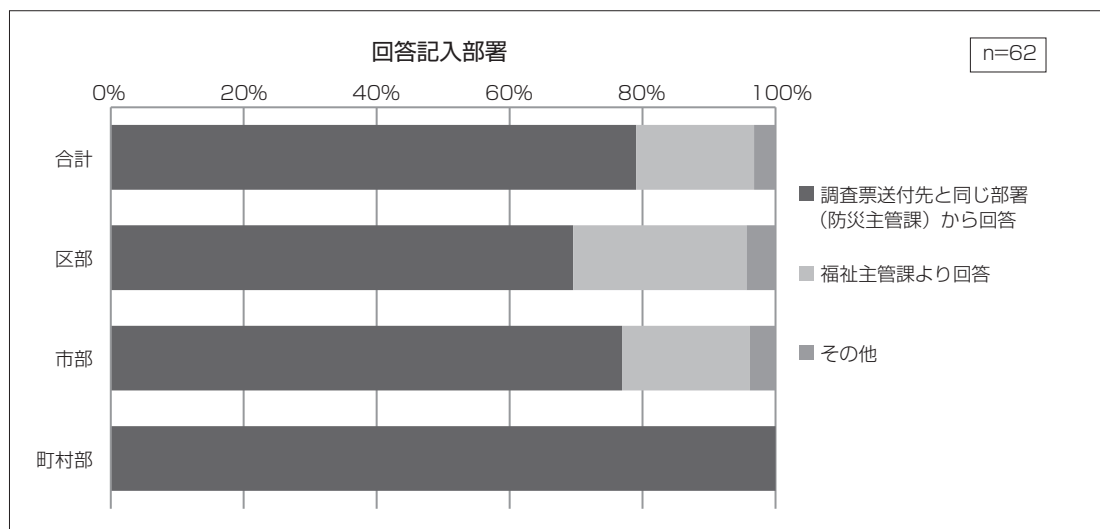


図1 回答記入部署の状況

表1 回答記入部署の状況

	調査票送付先と同じ部署 (防災主管課) から回答	福祉主管課より回答	その他	計
合計	49	11	2	62
区部	16	6	1	23
市部	20	5	1	26
町村部	13	0	0	13

3 都内区市町村における福祉避難所を所管する部署の状況

福祉避難所に関わる部署数は、1か所という回答が27自治体（43.5%）と最も多くありました。市部では、1か所と回答した自治体が9自治体（34.6%）、2か所と回答した自治体が10自治体（43.4%）と、ほぼ同数でした。

2か所以上関わっていると回答した自治体の合計は34自治体（54.8%）と、約半数の自治体で複数部署が福祉避難所の管轄に関わっていることが分かりました（図2、表2）。

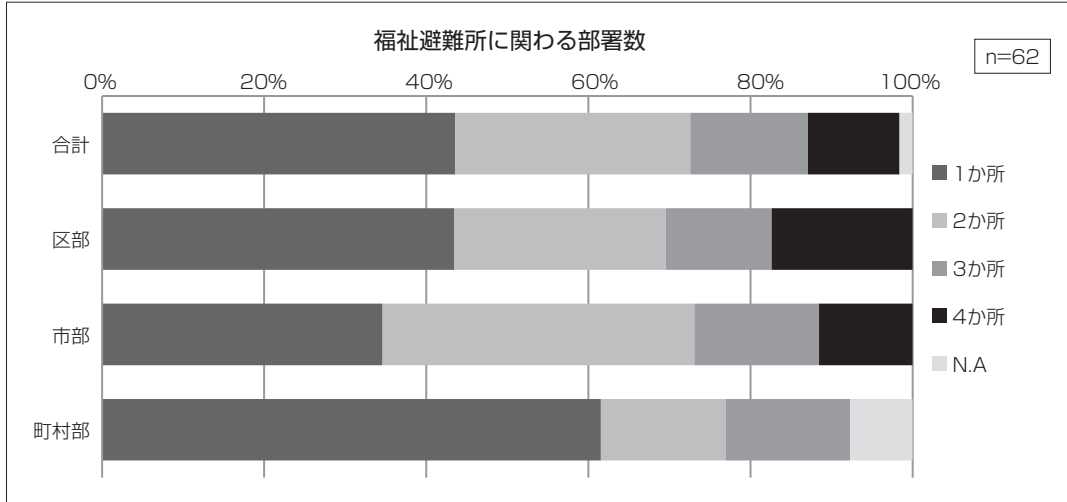


図2 福祉避難所に関わる部署数

表2 福祉避難所に関わる部署数

	1か所	2か所	3か所	4か所	N.A	計
合計	27	18	9	7	1	62
区部	10	6	3	4	0	23
市部	9	10	4	3	0	26
町村部	8	2	2	0	1	13

福祉避難所を直接的に管轄する部署を、関わりが大きい部署順に記載してもらいました。その上で、防災主管部署、福祉主管部署、教育主管部署、その他主管部署に分類しました。1番関わりが大きい部署の割合として、区部では福祉主管部署が、市部、町村部では防災主管部署が最も多いことが分かりました。「その他」の回答として、「生活文化スポーツ部（協働推進課）」、「消防本部」との回答がありました（図3、表3）。

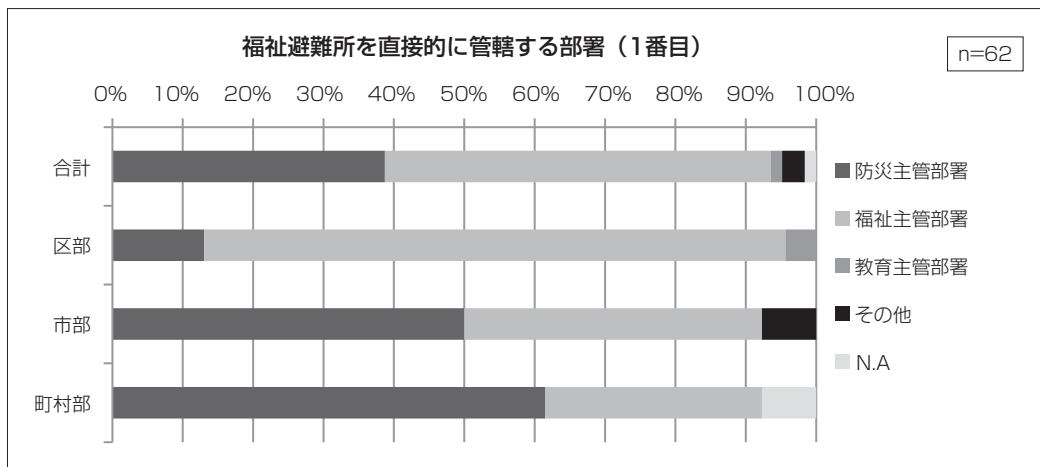


図3 福祉避難所を直接的に管轄する部署の状況

表3 福祉避難所を直接的に管轄する部署の状況

	防災主管部署	福祉主管部署	教育主管部署	その他	N.A	計
合計	24	34	1	2	1	62
区部	3	19	1	0	0	23
市部	13	11	0	2	0	26
町村部	8	4	0	0	1	13

I

福祉避難所の整備状況

●福祉避難所の指定状況

- * 55自治体（88.7%）が福祉避難所を指定。条件の厳しい島しょ地域以外の自治体のほとんどで指定
- * 区部はすべての自治体が福祉避難所を指定

【問1】 貴区市町村では「福祉避難所」を指定していますか。あてはまるもの一つに○をしてください。
(単数回答)

「福祉避難所を指定している」と回答したのは、62自治体中55自治体（88.7%）と、9割弱でした（図4、表4）。区部では、すべての自治体が福祉避難所を指定しています。

なお、福祉避難所を指定していないと回答した自治体はほとんどが島しょ部で、理由として「福祉避難所の設置場所について検討中」、「候補となる施設がない。対応できる職員が確保できない」等があげられました（表5）。

平成28年度に本会が実施した「大都市東京の特性をふまえた災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関する区市町村アンケート」調査（※）（以下、平成28年度調査）では、同様の設問で「福祉避難所を位置付けている」とした回答は53自治体（91.3%）でしたが、調査の回収率が100%ではなかったため、その差と考えられます。（※平成28年度「大都市東京の特性をふまえた災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関する区市町村アンケート」調査 配布62自治体、回収58自治体（回収率93.6%））

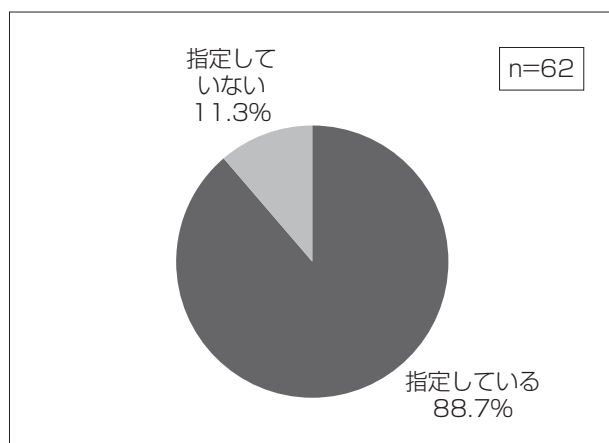


図4 福祉避難所の指定状況

表4 福祉避難所の指定状況

	回答数	%
全体	62	100.0
1 指定している	55	88.7
2 指定していない	7	11.3

表5 指定していない理由（「指定していない」の自由回答）【主な回答】

n=5

○建物等の条件が揃わないこと

建物の棟数に限りがあるため。

指定しようとする公共施設等が、各災害の警戒区域内にあるため、施設の選定に苦慮している。

候補となる施設が無い、対応できる職員が確保できない。

○検討中

福祉避難所の設置場所について検討中のため。

○その他

施設協会との協定は締結しているが、施設との協定で指定の同意を得ていないため。

●福祉避難所数、定員数の状況

* 指定する福祉避難所のうち、85.8%が福祉施設

* 指定する福祉避難所のうち、49.0%が高齢者福祉施設

【問2】 貴区市町村において指定する福祉避難所数、定員数についてお伺いします。

(1)指定している福祉避難所数、及び福祉避難所全体の定員数について、あてはまる項目すべてにご記入ください。(複数回答)

福祉避難所を指定している自治体に、福祉避難所の指定数を尋ねたところ、回答数全体では1,419か所でした(図5、表6)。最も指定数が多かった自治体(最大値)は107か所、最も少なかった自治体(最小値)は1か所でした。

さらに、全体のうち、その施設種別の割合を見ると、内訳は、高齢者福祉施設が最も多く696か所(49.0%)、次いで障害者福祉施設327か所(23.0%)、児童福祉施設186か所(13.1%)と続きます。福祉施設の割合を合計すると85.8%と多く占めていることが分かります。特別支援学校の指定は、36か所(2.5%)ありました(図5、表6)。

総定員数(合計)については、最小16名、最大8,070名となっています。

平成28年度調査と比べると、高齢者福祉施設の割合は約3%増、障害者福祉施設の割合はほぼ変わらず、児童福祉施設の割合は約3%増となっています(図6)。福祉施設の割合の合計でも大きな変化は見られませんでした。

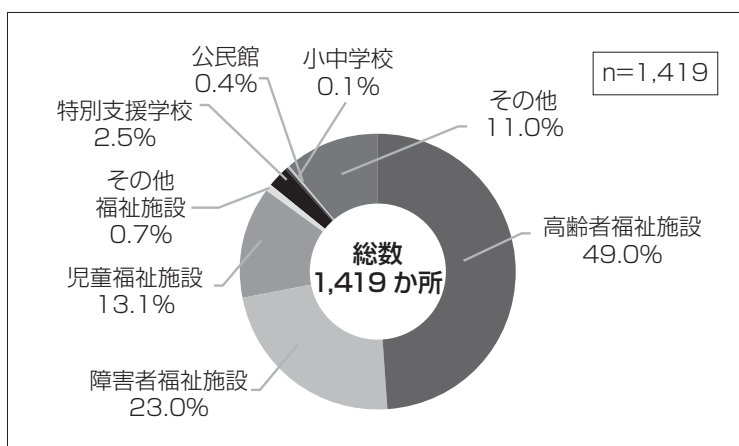


図5 福祉避難所 指定先の内訳

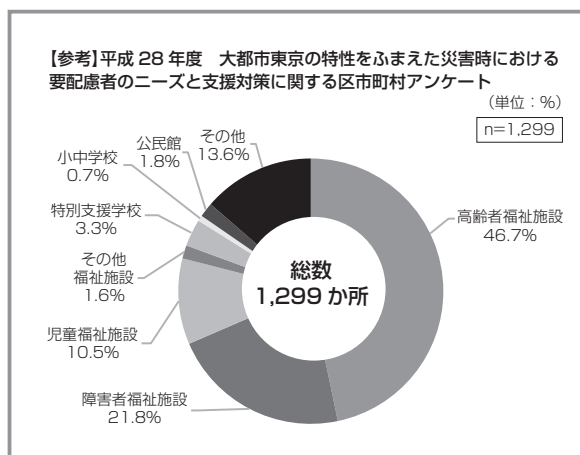


図6 福祉避難所の設置先

*本調査では、「福祉避難所」とは、災害時に自宅や一般避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所の事を指します。

表6 福祉避難所 指定先の内訳(都内全体) n=55

	避難所数	%
全体	1,419	100.0
1 高齢者福祉施設	696	49.0
2 障害者福祉施設	327	23.0
3 児童福祉施設	186	13.1
4 その他福祉施設	10	0.7
5 特別支援学校	36	2.5
6 小中学校	2	0.1
7 公民館	6	0.4
8 その他	156	11.0

表7 福祉避難所の指定先（「その他社会福祉施設」の自由回答）【主な回答】 n=5

更生施設
保健福祉センター
市所有福祉施設
総合福祉センター

表8 福祉避難所の指定先（「その他」の自由回答）【主な回答】 n=35

幼稚園
公立保育園
看護専門学校
区内高等学校・大学
大学
教育施設
矯正施設
区立障害者通所施設
区施設（障害者福祉センター）
区施設（ふれあい館）
区施設
いこいの家
高齢者館
地域センター
地域福祉センター
コミュニティセンター
市民センター
コミュニティ施設
多目的
産業振興センター
社会教育会館
経済産業省所有施設
法人所有施設
研修センター
病院
診療所
医療法人財団
宗教法人
民間ホテル
民間会社寮
民間協定施設
民間研修センター
庁舎

●福祉避難所数、定員数の設定方法

* 福祉避難所数、定員数の設定は、指定できるところや協力が得られる施設等に依頼しているとした自治体が、39自治体（70.9%）。平成28年度調査より約7ポイント減少

* 「その他」とした回答が25%。そのほとんどが「定員数を設定していない、または調整中」

【問2】(2)(1)でご回答いただいた福祉避難所数、定員数はどのように設定していますか。あてはまるもの一つに○をしてください。（単数回答）

福祉避難所を指定している自治体に、福祉避難所数、定員数の設定方法について選択肢で尋ねました。「4 指定できるところや協力が得られる施設等に依頼し、指定する施設等のスペースを踏まえ、定員数を設定」の回答が最も多く、39自治体（70.9%）でした（図7、表9）。

平成28年度調査でも、同様に「福祉避難所を整備する数をどのように決めているか」を聞いています。「指定できるところや協力が得られる施設等に依頼して設定」と回答した自治体は、回答があった58自治体中45自治体（77.6%）と、約8割でした。

その他の回答としては「定員数を設定していない、または調整中」が多く、中には「アンケートや運営訓練を通じて受入れ可能人数を把握している」等の回答がありました（表10）。

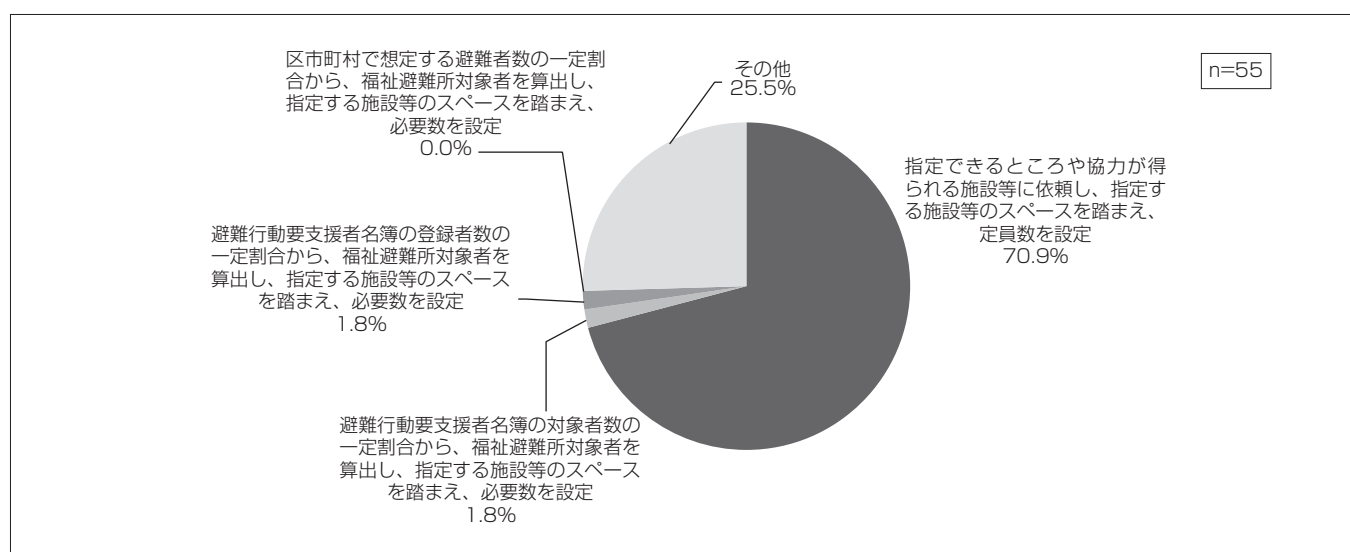


図7 福祉避難所数、定員数の設定方法

n=55

表9 福祉避難所数、定員数の設定方法

	回答数	%
全体	55	100.0
1 指定できるところや協力が得られる施設等に依頼し、指定する施設等のスペースを踏まえ、定員数を設定	39	70.9
2 避難行動要支援者名簿の対象者数の一定割合から、福祉避難所対象者を算出し、指定する施設等のスペースを踏まえ、必要数を設定	1	1.8
3 避難行動要支援者名簿の登録者数の一定割合から、福祉避難所対象者を算出し、指定する施設等のスペースを踏まえ、必要数を設定	1	1.8
4 区市町村で想定する避難者数の一定割合から、福祉避難所対象者を算出し、指定する施設等のスペースを踏まえ、必要数を設定	0	0.0
5 その他	14	25.5

表10 福祉避難所数、定員数の設定方法（「その他」の自由回答）【主な回答】

n=14

○協力が得られる施設から依頼。しかし、定員数は定めていない（または調整中）

指定できるところや協力が得られる施設等に依頼しているが、定員数は定めていない。
指定できるところや協力が得られる施設等に依頼し、施設へのアンケートや運営訓練を通じ、現場の状況を考慮して避難者受け入れ可能人数を把握している。
指定できるところや協力が得られる施設等に依頼し、定員数を設定していない。
災害時において、福祉救援所に指定している施設の被害や入所利用者数等の状況により受け入れ可能人数が変わるため定員は設定していない。なお、各施設の備蓄品は、15人分相当を備蓄している。
原則、上記「4 指定できるところや協力が得られる施設等に依頼し、指定する施設等のスペースを踏まえ、定員数を設定」に準ずるが、現在未設定
福祉難所協定締結施設に対し、想定受入可能人数調査を実施しているが、発災時の状況（空床ベッド数・職員の被災状況等）により弾力的となるため、参考値として取り扱っている。）
災害時において、福祉救援所に指定している施設の被害や入所利用者数等の状況により受け入れ可能人数が変わるため定員は設定していない。なお、各施設の備蓄品は、15人分相当を備蓄している。
原則、上記「4 指定できるところや協力が得られる施設等に依頼し、指定する施設等のスペースを踏まえ、定員数を設定」に準ずるが、現在未設定
福祉難所協定締結施設に対し、想定受入可能人数調査を実施しているが、発災時の状況（空床ベッド数・職員の被災状況等）により弾力的となるため、参考値として取り扱っている。）
不明（設定していない）
設定していない
設定なし
福祉避難所の運営は施設職員となり、災害時には可能な限りの受け入れを協力することとなっているため具体的な定員数を定めていない。
協定を締結しており、施設の状況により受け入れ可能数が異なるため、定員数を定めていない
定員数は設定していません。

○その他

指定できるところや協力が得られる施設等を福祉避難所に指定している。
定員数は地域防災計画により、3.3㎡あたり2人で設定している。

●福祉避難所の住民への周知方法

- * 5割強の自治体が防災マップ、防災ハンドブックで周知
- * 4割の区市町村では、ホームページで周知
- * 約3割の自治体は「二次避難所として位置づけている等のため積極的な周知を行っていない」

【問3】福祉避難所についての周知を住民にどのように行っていますか。あてはまるものすべてに○をしてください。(複数回答)

福祉避難所の住民への周知方法を選択肢から複数回答で尋ねました。

約半数の自治体では、防災マップ、防災ハンドブックで周知、4割の自治体では、福祉避難所一覧を掲載する等ホームページで周知しています。一方で、約3割の自治体は「二次避難所として位置づけている等のため、積極的な周知は行っていない」(32.7%)という回答でした(図8、表11)。

防災マップ、ハンドブック、ホームページ等で福祉避難所の役割や機能について周知し、理解促進に努める自治体がある一方で、(表13、25頁)の自由回答より、避難者が直接避難する恐れなどから積極的な周知を行っていない自治体も約3割あることが分かります。

その他の回答としては、「地域防災計画へ掲載」「広報誌」などがありました(表12)。

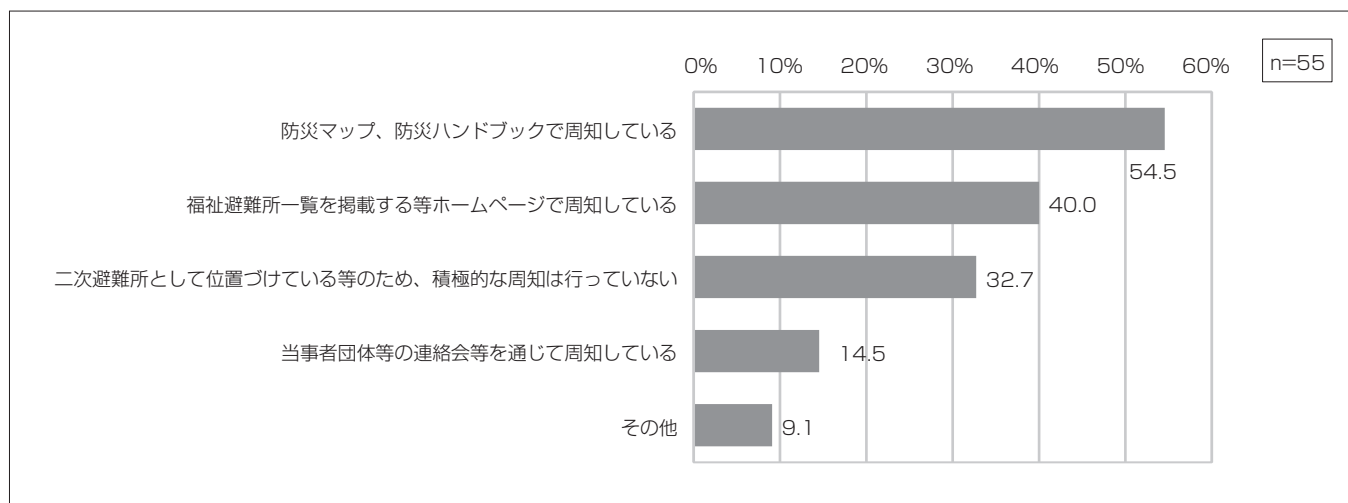


図8 福祉避難所について、住民への周知方法 (複数回答)

表11 福祉避難所について、住民への周知方法 (複数回答)

		回答数	%
	全体	55	100.0
1	防災マップ、防災ハンドブックで周知している	30	54.5
2	福祉避難所一覧を掲載する等ホームページで周知している	22	40.0
3	二次避難所として位置づけている等のため、積極的な周知は行っていない	18	32.7
4	当事者団体等の連絡会等を通じて周知している	8	14.5
5	その他	5	9.1

表12 福祉避難所の住民への周知方法（「その他」の自由回答）【主な回答】

n=5

○地域防災計画に記載

地域防災計画へ掲載。

地域防災計画に記載（HP掲載）

○広報紙にて周知

区の広報紙における防災特集号にて周知した。

○住民を訓練の見学に招待

福祉避難所開設訓練（毎年度2回実施）において地域住民の代表者（町会長・民生委員等）を見学に招待し周知を行っている。

○積極的な周知を行っていない

健常者が直接福祉避難所を訪れることで、要支援者の受け入れが困難になることが懸念されるため、積極的な周知を行っていない。

●福祉避難所を周知する上での課題

- * 対象でない避難者の避難の助長の恐れから、積極的な周知ができない
- * 福祉避難所自体の周知不足
- * 「地域住民に混乱が生じない形の周知」が課題

【問3】周知する上での課題やそれに対して工夫していることをご記入ください。(記述回答)

福祉避難所の周知に際する課題として「積極的に周知すると、近隣の避難者が殺到する、一般の避難者で定員になってしまう、受入れ体制が整う前に避難者が避難することが予想される等のため、運営に支障が出る可能性があり、積極的な周知ができない(難しい)」ことが複数の自治体からあげられました。他にも「福祉避難所自体の周知が不足している」、「周知の必要性は感じているものの、混乱が生じないようにどのような方法で周知するかが課題」などがあげられています(表13)。

これらの回答からは、福祉避難所の場所だけでなく、その役割や開設のタイミングなどを合わせて周知する必要があると考えている自治体が複数あることが分かります。また、福祉避難所自体についての周知に課題を感じている自治体が少なくないことが分かりました。

表13 福祉避難所の周知にあたっての課題【主な回答】

n=31

○対象でない避難者の避難の助長の恐れから、積極的な周知が難しい

福祉避難所の認知度向上のために積極的な周知が必要と考えるが、一方で避難希望者が殺到してしまい、避難所運営に支障が出る可能性があるため、課題であると考えている。

福祉避難所の場所を公開した場合、発災時に福祉避難所の対象として想定していない一般の人たちまで福祉避難所に避難してきてしまう可能性がある。

積極的な周知をしてしまうと、一般の避難者が来てしまい、対象の要配慮者の受け入れることができなくなってしまう恐れがある。

積極的に周知することで、要配慮者以外の避難者で定員になってしまう恐れがある。

当市では、社会福祉施設等の福祉避難所協定施設に対し、施設入所者の安全確保や地域における役割等に支障を来さない範囲での避難者の受入を要請している。そのため、各福祉避難所の受入可能人数は発災時の状況等により弾力的となることが想定される。また、過去の地震災害等から、福祉避難所の受入可能人数は、避難希望者に対し不足すると見込まれる。このような中で、特に優先順位の高い方から福祉避難所へ移送するため、当市では、指定避難所からの二次避難を前提としている。直接避難を想定していない福祉避難所の位置情報等を広く周知することは、福祉避難所協定施設の施設入所者の安全確保等に支障を来したり、優先順位の高い方の避難が困難になったりするリスクがある。

福祉避難所は、通常の学校避難所では生活が困難な方向けに開設することを想定しているが、避難所の役割について理解が得られず、自宅から最も近い避難所が福祉避難所であることから、健常者が避難してしまうケースがある。

○福祉避難所自体の周知不足。それによる住民の福祉避難所の理解不足。それを解消するための周知方法、周知内容が課題

今まで積極的な周知をしておらず、区民等に十分に理解されているとは言えない。

本区では福祉避難所を二次的な避難所として考えているため、想定する対象者以外の方が一次的な避難所として避難してこないよう周知をしていく必要がある。

福祉避難所の周知が不足している。区民避難所と福祉避難所の関係について認識が深められていない。

当区では2次避難所として想定している福祉避難所であるが、区民の認知度が低いことが考えられるため、発災当初の準備が整っていないときに避難者がくる恐れや、対象の避難者が適切に利用できない恐れがある。

福祉避難所の受け入れ人数に限りがあるため、平時から住民に福祉避難所の機能や役割をいかに理解してもらうのが重要になる。また、すべての要支援者の受け入れが困難な状況で、どのような周知を行うべきか整理する必要がある。

一次的避難所を震災救済所（区立小中学校等）としているため、福祉救済所への直接避難は想定していない。また、協定を締結している施設は、主に民間事業所のため発災時の状況によっては開設できないことも想定される。周知の必要性は感じているものの、混乱が生じないようにどのような方法で周知するかが課題。

市民が福祉避難所の定義を理解しないまま、名称だけ周知を図ることは、本当に福祉避難所を必要とする方以外が避難するリスクが伴う。まず「福祉避難所とは何か」をしっかりと周知する必要がある。

福祉避難所の取扱いは通常の指定避難所とは異なることについて、十分に理解していただくように周知することが難しい。

○福祉避難所の開設のタイミングを周知する必要がある

福祉避難所の開設状況、混雑状況などリアルタイムな情報の周知

福祉避難所は市からの要請に伴い設置する避難所であるため、通常の避難所よりも開設が後になることが考えられるが、そこまで市民へ周知されていない

発災時にすぐに開設され、受け入れが可能な避難所であると誤認されてしまう。

地域防災計画やホームページで周知している。福祉避難所については、発災後概ね72時間後以降に必要に応じて開設することを想定している。直接住民の避難があったとしても福祉避難所側の受け入れ体制が確認できず、対応が難しいという課題がある。

二次避難所であるため、開設のタイミングなどの情報を周知していくことが課題である

○周知することで、直接避難するケースが発生し、混乱する恐れがある

直接避難してきてしまう方が一定数いらっしゃると思われる。

積極的に周知した場合、直接避難するケースが発生し、混乱するおそれがある

二次的避難所のため、最初から避難されることがないように、住民に認知してもらう必要がある。

福祉避難所に直接来てしまった際の取り決め等を施設と確認していない。

○避難者の要件が明確になっていないため、周知が難しい

防災マップ、防災ハンドブックでの周知のみでは、福祉避難所の避難対象者の要件が不明確である。

一般避難所から福祉避難所へ移送する避難者の要件が明確になっていないため、有事の際に的確に対応できるかが課題となっている。

○その他

一定の基準を満たしていることで、避難行動要支援者名簿への登録は可能ではあるが、その中で、二次避難所の対象を絞り込むための、スクリーニング基準が明確になっていないため、移送対象者の選定ができない。地震を想定すると、避難所については、地域の町会で構成される避難所運営委員会が立ち上げをするため、発災からのタイムラグが最小であるが、二次避難所については、開設する人員を確保することに時間を要するため、円滑な開設ができない可能性がある。

上記の理由から、積極的な周知ができない。

令和元年度より施設管理者を交え運営の検討を行っているが、具体的な取り決めまでは至っていない。そのため、積極的な広報を行っていない。

二次避難所は入通所者のいる施設のため、発災時はまず最寄りの避難所に避難し、開設出来たところに対象者を移送する方式により、積極的な周知までには至っていない。また、現在、二次避難所の整備について、福祉部と検討を進めている状況である。

福祉避難所は、その性質上、設置を必須とするものではないため、表現は難しい。

要配慮者施設での防災出前講座の実施

福祉避難所は二次避難所として位置づけていることから、新たに作成したMAPには掲載していない。一次避難所の利用が難しい場合、本部の判断で設置するものであり、実際に二次避難所を必要とする人が何人いるかは十分に把握できていない現状である。そのため、二次避難所をどのように周知するか（個別に周知するか、広報誌で周知するか）は検討段階である。

相談員の確保。

●福祉避難所を周知する上での工夫

- * 講座、連絡会等で、住民や当事者団体に対し、福祉避難所や開設時期、役割等について周知している
- * 福祉避難所開設訓練へ参加してもらう

【問3】周知する上での課題やそれに対して工夫していることをご記入ください。(記述回答)

前述のような課題がある中で、周知上の工夫を尋ねたところ、福祉避難所の周知について、講座、連絡会等で住民や当事者団体へ周知する工夫などがあげられました(表14)。周知の内容としては、「福祉避難所の開設時期(指定避難所とは異なること)」、「役割」があげられ、これらについて説明するなどして、理解と協力を求めている自治体があることも窺えました。

その他「住民に訓練に参加してもらい、福祉避難所を理解してもらう」という工夫もありました。

表14 福祉避難所の周知に関する工夫【主な回答】

n=21

○リーフレット、広報紙、ホームページ、講座で住民に周知

福祉避難所に関するリーフレット等の作成を予定している。

ホームページでの周知においては開設時期が指定避難所と異なること(災害発生から概ね3日経過後被災状況等を踏まえて開設することや、受け入れる避難者については指定避難所での生活が困難であると区が判断した方としているなどの案内を加えている。

防災出前講座などにおいて、災害発生時の避難行動を周知する際に、学校避難所と福祉避難所の役割を説明している。

ハザードマップや市の発行するガイドマップに福祉避難所の説明を記載し、なるべく多くの市民への周知を図っている。

地域への防災講話等の機会に周知をしている。

○訓練、運営委員会、運営連絡会等で周知

地域の代表者を福祉避難所の訓練に招待している。実際の福祉避難所開設までの流れを見ってもらうことで、正確に理解していただけるよう努めている。

福祉部との調整が完了した段階で、防災訓練や避難所運営委員会等の場で周知を行っていく。

震災救援所を運営する震災救援所運営連絡会の場を活用し、区の災害時要配慮者支援対策について説明をしている。その中で、福祉救援所のことも説明している。震災救援所のマニュアルの中でも福祉救援所や搬送について記載している。

広報活動や訓練を通して、福祉避難所はより専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては、対象としない旨について広く住民に周知を図り、理解と協力を求めている。

○当事者や当事者団体等に周知

区内の福祉団体に対し、福祉避難所について周知し理解を得られるように取り組んでいる。

福祉避難所へ直接避難する者を事前に登録し、個別の周知を実施する。(現在検討中)

可能な限り直接当事者団体等への周知等を実施している。

○その他

施設利用者のための福祉避難所の拡充
福祉避難所における人員の確保と体制づくり

福祉避難所の取組や協定施設数等については周知するが、福祉避難所の位置情報や連絡先等は公表しない。また、福祉避難所協定施設には、「直接避難することができない福祉避難所」である旨を周知するステッカーを配布し、施設掲示板等に掲示することで、地域住民の理解を促進するよう依頼している。

各施設宛に「自宅等から直接避難していただくことはできません」という内容のチラシを配布している。

避難行動要支援者・災害時要援護者に対し、各関係機関に支援を得られるような体制の整備。ネットワークづくりの推進。

●福祉避難所を設置・運営する上での課題

- * 福祉避難所を設置・運営するための専門的な人員の確保
- * 一般避難所での避難者のスクリーニング、避難者の移送手順、方法、人員
- * 避難を想定していない避難者が福祉避難所に直接避難した場合の対応
- * 山間部のため、避難のタイミングや避難方法等が課題である 等

【問4】災害時に貴区市町村で福祉避難所を設置・運営するうえで現時点で想定している課題があればご記入ください。(記述回答)

福祉避難所を設置・運営する上での課題を尋ねました(表15)。

回答があった自治体の約半数からあげられたのは「福祉避難所を運営するための専門的な人員の不足」でした。また「一般避難所から福祉避難所への避難者の移送手順、方法、人員」、「発災時の状況により、開設できない可能性がある」も複数の自治体から課題としてあげられています。

表15 福祉避難所を設置・運営する上での課題【主な回答】

n=47

○福祉避難所を設置・運営するための専門的な人員の確保(物資の確保)

避難生活を支援する専門人材の確保
福祉避難所を運営する人員の不足
地震を想定すると、避難所については、地域の町会で構成される避難所運営委員会が立ち上げをするため、発災からのタイムラグが最小であるが、二次避難所については、開設する人員を確保することに時間を要するため、円滑な開設ができない可能性がある。
運営人員の確保
そもそも福祉避難所を立ち上げるための人員が集まるのか不明、福祉避難所である以上一定のスキル、資格が必要となる。 立ち上げるための人員の応援をどうするか?福祉避難所間で(違う法人間での)人員応援の考え方。
人的支援と費用負担。
福祉避難所設置・運営におけるマンパワーの確保(特に夜間発生時)
災害時に円滑な開設・運営体制を十分に確保できるか。
福祉避難所の人員と物品が不足すること。
人員・備蓄の不足
対応可能な職員の確保
職員の配置に余裕がない。備蓄物資の購入に費用がかかる。
市職員の人員配置や施設側との連携
福祉避難所を運営する人員・物資の不足
通常の指定避難所と違い、ある程度のケアを提供できるように、福祉・医療系の専門職を一定数運営要員として確保する必要がある。大規模な災害であるほど、この確保に時間を要する、もしくは困難となる可能性が高い。感染症の対応も同時に行う必要があるため、過去の想定以上に人手が必要となると同時に、収容できる避難者の人数が限られると思われる。
運営する職員の不足(専門分野の職員も含む)
水・食料、資器材の確保
福祉避難所に指定している施設の職員が参集できるか(マンパワー不足の可能性)
派遣、運営する人員(人数や福祉的なケアなど)
搬送方法、協定先である社会福祉法人等との人員調整、人件費等の経費内訳
福祉避難所での避難者受入れ可能数が不足すると想定している。応援協定によらず、市単独で市施設を活用して設置をした場合、専門性のあるスタッフや設備、備品が十分に対応できない。

福祉避難所として開設した際の施設の仕切りや区画分け、また人員の配置などが課題となっている。

○避難者の移送手順、方法、人員

一次避難所から二次避難所への移送

指定避難所から福祉避難所への移送の手順・方法等

対象以外の方が来訪した場合に、避難所と福祉避難所間で移送を行うか。

要配慮者の搬送

避難所から福祉避難所への移送方法

福祉避難所までの移送手段、移送する人員

福祉避難所に移送する避難者の選定と移送方法

他の施設等への移送。

○発災時の状況により、開設できない可能性がある

民立民営施設については協定を結んでいるものの、各施設の事情があるためすべての協定施設が開設できるかどうか不透明である。

各施設、業務復旧に追われ、福祉避難所として開設することができない可能性がある。

特養等通所ではなく入所者がいるような施設で、発災時にどの程度まで開設できるかが不透明。

実際に開所できるのかどうか。

水害時：浸水しないフロアに、利用者を垂直避難させる対応が必要であり、他の避難者を受入れることは、スペースの観点からも難しい施設がほとんどである。

コロナ禍では入所者への感染を防ぐため、特養等の施設を福祉避難所として開設することが難しく、その分の受け入れ先を検討しなければいけない点

民間施設への開設要請を受け付けてもらえない可能性がある。

福祉避難所の設置に関する当事者団体等の協定では、福祉避難所が運営可能となる人員確保ができた場合に設置することとしており、被災の状況等により運営が難しいことが想定される。

○福祉避難所の数や避難者のスペース、定員数が十分に確保できない可能性がある

福祉避難所に収容可能人数の不足。

避難所から、二次避難所への入所を希望する方が増えた場合に、十分な避難スペースを確保できない。

風水害時には、風雨が強い時間帯に一次避難所を訪れた避難者を、福祉避難所に移動させることが困難であり、一次避難所で対応せざるを得ず、十分なスペースの確保が困難となることも予想される。

荒川が氾濫した場合、区の半分が浸水想定区域に該当することから、福祉避難所の数が不足しており、確保が必要である。

定員数に不足が生じることがないか。

福祉避難所の数が不足

新型コロナウイルス感染症対策をとることで、避難所の収容人員が減少したこと。

○庁内、関係機関、施設との連携、役割分担

区と施設との役割分担

施設との協定について、主にスペースの提供となっており、運営の支援について具体的な取り決めをしていないため、今後改善が必要。

連絡態勢。

介護サービス事業者等との調整

他部署との連携が図られていない。

福祉避難所や指定避難所との連絡手段について、メール・FAX等の通信ツールが使用できない場合、伝令を想定しているが、二次災害のリスクがあること。

○避難を想定していない避難者が福祉避難所に直接避難した場合の対応

二次避難所へ直接避難してきた方への対応

避難者が指定避難所を経由せず、開設前や準備中に直接避難する可能性がある。

福祉避難所でも、風雨が強い時間帯には、直接、避難してきた健常者も受け入れざるを得ない状況が想定される。

一次避難所を経由せず、直接福祉避難所へこられた方への対応が不明瞭であること。

○訓練の不足

福祉避難所を開設するための訓練を行っていない（行えていない）。

運営の具体的要領の確認及びそれに基づく防災訓練を実施していないため、今年度、改めて関係部署と福祉避難所の在り方を検討し、課題を抽出中である。

福祉避難所の運営等の担い手として、地域住民やボランティアの協力が必要。今後、マニュアルを完成させ、地域の方と避難所運営訓練を行う必要がある。

現在、訓練やシミュレーションは各施設の防災訓練で自主的に行ってもらっているが、二次避難所としての訓練等は不十分であるため、実際に災害が起こり設置・運営することになれば各施設の裁量によるところが大きい。

○マニュアルの整備

運営に関するマニュアルが未整備。

福祉避難所開設に関する協定は区と福祉避難所の事業者と締結しているが、現在、各施設の運営マニュアルが作成されていない。

運営マニュアルの内容が不足している。

福祉避難所を設営・運営する際のマニュアル整備がされていない。

○避難の対象者が明確でない

区民避難所において特別な配慮が必要な人への対応がどの程度可能なのかが明らかでないので、福祉避難所の利用想定数が絞れない。

どのレベルの人（介護度・医療的ケア）まで受け入れできるか福祉避難所間でもバラバラである。

母子避難所においては避難行動要支援者名簿がないため、事前に誰が避難するか把握が困難である。

○一般避難所での避難者のスクリーニング

本区では福祉避難所を二次的な避難所として考えているため、対象者のスクリーニングをどのように行うかが課題となっている。

一次避難所でのスクリーニング

一般避難所での福祉避難所への移送対象者のスクリーニングについて、専門的知識を要する職員に限られるので、どのように行うのか基準の作成や運用の検討が必要である。

○その他

職員の区内居住者数を考えると、発災時間によっては迅速な開設が困難。

福祉避難所に指定された障害福祉施設は、すべて通所施設のため、施設開所時とそれ以外で、職員数や受け入れ可能人数に差が発生し、避難所運営の想定が変わるという課題がある。

福祉避難所における感染症予防対策

立地の悪さ

福祉避難所での感染対策

必要な各種サービスを安定して供給できるか…。

山間部のため、避難のタイミングや避難方法等が課題である。

●福祉避難所に避難することを想定していない避難者が避難した場合の対応

* 「方針は定めていない」が最も多く、24自治体（43.6%）

* 「方針を定めている」自治体のうち、「状況により区市町村が判断する」が9自治体（39.1%）

【問5】 指定する福祉避難所に避難することを想定していない一般の避難者や要支援者、その家族等が避難してくることも考えられます。そうした場合の対応について定めている方針があるか、あてはまるもの一つに○をしてください。（単数回答）

（方針を定めていると回答した自治体に対し） 方針に近いものについて、下記選択肢のうちあてはまるもの一つに○をしてください。（単数回答）

福祉避難所に避難することを想定していない避難者が避難した場合の対応について、「方針を定めている」のは23自治体（41.8%）、「方針は定めていない」のは24自治体（43.6%）と、ほぼ同数の回答になりました（図9、表16）。「その他」の回答では、「近くの強固な建物への避難を周知」、「二次避難所であるため一般避難者は受け入れない」等がありました（表17）。

「方針を定めている」に回答した区市町村に、「方針に近いものについて当てはまるもの」として、その時の判断などを区市町村が行うのか、福祉避難所が行うのか尋ねました。「状況に応じて区市町村が判断する」が9自治体（39.1%）で、「指定する福祉避難所の裁量に任せる」3自治体（13.0%）の3倍でした（図9、表18）。最も回答が多かった「その他」では、「一般避難所（一次避難所）を案内する」、「できるだけ（福祉避難所で）受け入れる」等の回答がありました（表19）。

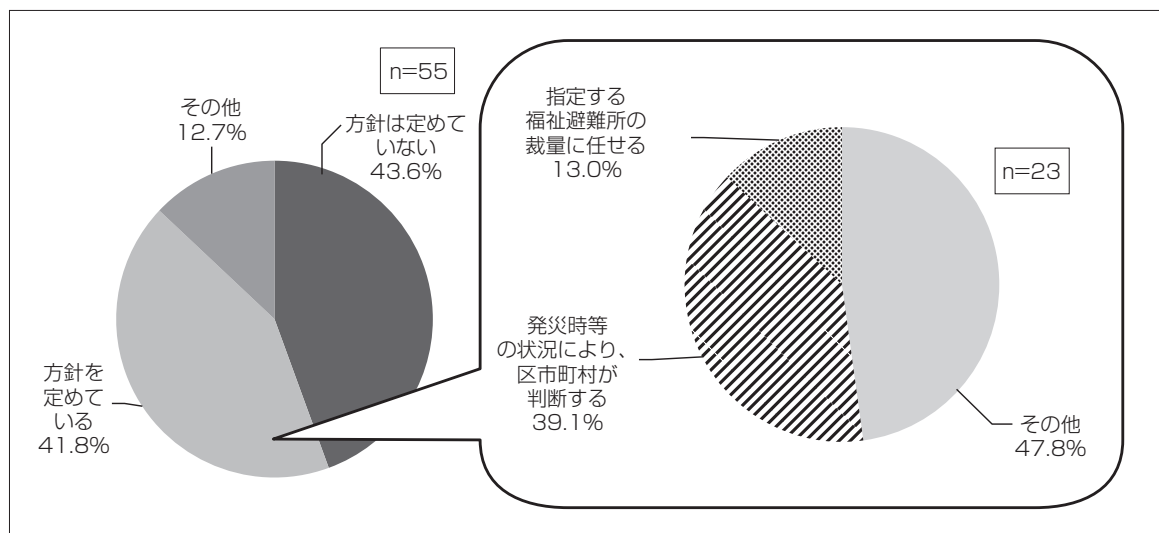


図9 避難を想定していない避難者が避難した場合の対応についての方針

表16 避難を想定していない避難者が避難した場合の対応についての方針

	回答数	%
全体	55	100.0
1 方針は定めていない	24	43.6
2 方針を定めている	23	41.8
3 その他	8	12.7

表17 避難を想定していない避難者が避難した場合（「その他」の自由回答）【主な回答】

n=9

○（事前に）他の適切な避難所を案内

マニュアルにより一次避難所又は二次避難所へ案内するよう定めている。
避難所へ移ることもあることを了承のうえで受入れを行い、避難と福祉避難所間での移送の際に、避難所へ移ってもらうことを考えている。
緊急性がある場合、近くの強固な建物への避難を周知している。

○可能な範囲で受け入れる（緊急時の場合のみも含む）

方針は定めてはいないが、避難者と同居の家族は可能な範囲で受け入れる。また、このような事態を想定した訓練を実施し、対応例を共有している。
原則として、福祉避難所への避難が必要と判断される要支援者以外は受け入れないこととしているが、市または施設が緊急やむを得ないと判断した場合は受け入れることも可能としている。

○その他

風水害に関しては、発令される警戒レベルに応じて受け入れる対象者の線引きを行うことを検討している。
福祉避難所は、二次避難所であり一般の避難者は受け入れない。要支援者とその家族1名（原則）のみ。
発災状況などにより、区職員と施設職員が連携し判断することを想定
震災時：第一次避難所→第二次（福祉）避難所へ区が移送 水害時：開設する場合、第一次避難所と第二次（福祉）避難所を可能な限り同時に開設

表18 方針を定めている自治体のうち、方針に近いもの

	回答数	%
全体	23	100.0
1 その他	11	47.8
2 発災時等の状況により、区市町村が判断する	9	39.1
3 指定する福祉避難所の裁量に任せる	3	13.0

表19 方針を定めている自治体のうち、方針に近いもの（「その他」の自由回答）【主な回答】

n=12

○一次避難所や他の避難所を案内する

福祉避難所の対象と想定していない方が避難してきた場合には、原則一般の避難所へ避難するよう案内する。
一般の避難所を案内する（一時的な受入は可）
一次避難所を案内する。
近隣の指定避難所をご案内する

○原則一次避難所を案内するが、可能な範囲で福祉避難所で受け入れる

状況が落ち着いた段階で原則として一般避難所を案内することになるが、継続して福祉避難所で避難することが望ましいと考えられる場合は、継続して受入を行う
原則一次避難所を案内するが、明らかに要配慮者と認められる場合は福祉避難所の裁量での受け入れを認めている。
福祉救護所の受入態勢が整う前に多くの避難者が来ることにより、混乱する恐れがあること及び避難者を把握するため、まずは震災救護所（避難所）に避難してもらい避難者登録を行う。震災救護所での避難生活が困難な要配慮者等については、所長等の判断により福祉救護所に搬送する。搬送前に災対本部から福祉救護所へ受入可能かどうか確認する。
できるだけ受け入れる。

○受け入れない

一般の避難者は原則受け入れない。

○その他

「福祉避難所設置・運営マニュアル」を原則とする。
福祉避難所の受入状況により市が判断する。
市が要請したものについて受け入れてもらう。

●停電時の通信手段の確保状況

* 33自治体 (60.0%) で、停電時の通信手段を確保

* 手段として、「MCA無線」「IP無線機」「防災行政無線 (移動系)」が特に多い

【問6】 災害発生後、停電等により電話やインターネット等の通信手段が遮断された場合を想定した福祉避難所との通信手段を確保していますか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

災害発生後、停電等により電話やインターネット等の通信手段が遮断された場合を想定し、福祉避難所との通信手段を確保しているか尋ねました。「確保している」が33自治体 (60.0%) と、6割の区市町村で停電等により電話やインターネットが使えなくなった時の通信手段を確保していることが分かりました。一方で、14自治体 (25.5%) が、停電時の通信手段を確保していないことも分かりました (図10、表20)。

具体的な通信手段としては「MCA無線」「IP無線機」「防災行政無線 (移動系)」などが複数あげられました (表21)。

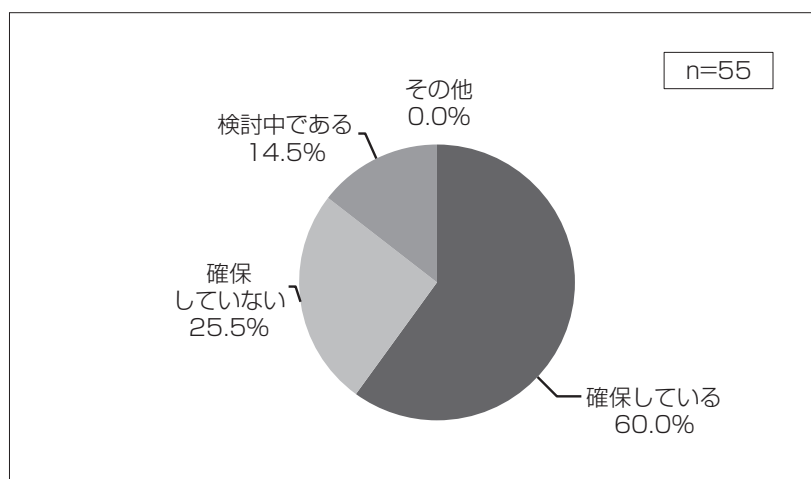


図10 停電時、通信手段が遮断された場合の通信手段の確保状況

表20 停電時、通信手段が遮断された場合の通信手段の確保状況

	回答数	%
全体	55	100.0
1 確保している	33	60.0
2 確保していない	14	25.5
3 検討中である	8	14.5
4 その他	0	0.0

表21 具体的な通信手段（「確保している」と回答した自治体の自由回答、複数回答） n=34

通信手段	自治体数	通信手段	自治体数
MCA無線	9	移動系無線	1
移動系防災行政無線	7	FAX	1
防災行政無線	4	災害時特設公衆電話	1
IP無線機	3	携帯型無線機	1
災害時優先携帯電話	2	災害時伝達用ポスト	1
地域防災無線	1	無線	1
災害時携帯電話	1	可搬型無線機	1
防災無線	1	無線通信機	1
無線FAX	1	衛星携帯電話	1
災害時優先電話回線	1	防災用携帯電話	1

表22 具体的な通信手段（「検討中である」と回答した自治体の自由回答）【主な回答】

n=6

高齢者・障害者の福祉避難所についてはMCA無線が配備されており、母子避難所についてはMCA無線の配備を検討中である。
各施設に防災無線機を設置する計画がある。
無線機等の通信機器を配備することを検討している。
システムの導入を検討している。
防災無線設置済の施設と未配備の施設があるため、検討が必要な状況である。
市に優先電話の割り当てがあり、電話が可能な場合については、市から福祉避難所の電話をすることを想定している。また、固定電話が使用できない場合、LINE等のチャットで連絡をとりあえるような仕組みづくりを検討している。

●福祉避難所の設置・運営に関する協定の締結状況

*福祉避難所を指定している自治体のうち、50自治体（90.9%）が1か所以上の民間の福祉施設と協定を締結

【問7】 貴区市町村における民間の福祉施設・事業所を想定した福祉避難所の設置・運営状況について、お聞きします。

(1)指定する民間の福祉施設と福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結していますか。あてはまるもの一つに○をしてください。（単数回答）

福祉避難所を指定していると回答した自治体に、民間の福祉施設と1か所以上、協定を締結しているか、を尋ねました。「締結している」と回答したのは50自治体（90.9%）でした。民間の福祉施設を福祉避難所に指定している自治体の約9割が協定を締結していることが分かりました（図11、表23）。

なお「その他」として、「民間の福祉施設はない」との回答がありましたが、集計にあたり、今回は非該当としています。

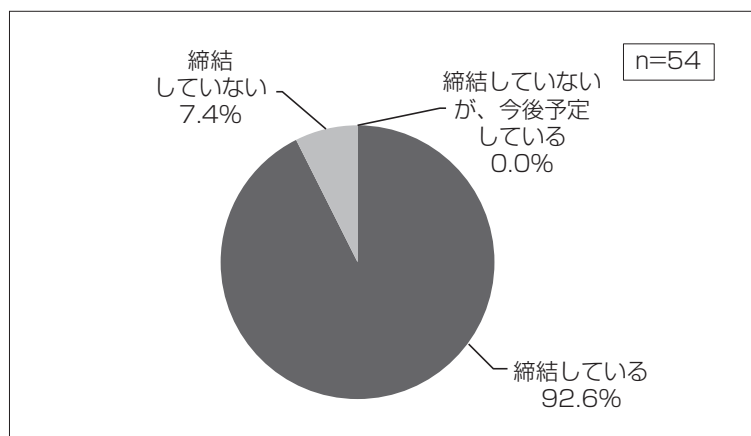


図11 福祉避難所の設置・運営に関する協定の締結状況

表23 福祉避難所の設置・運営に関する協定の締結状況

		回答数	%
全体		54	100.0
1	締結している	50	92.6
2	締結していない	4	7.4
3	締結していないが、今後予定している	0	0.0

●福祉避難所に関する協定の記載内容

- * 協定の内容の記載項目として、多い順に「設置・運営にかかる費用分担」46自治体 (92.0%)、「設置までの手続き」36自治体 (72.0%)、「福祉避難所の受入れ対象者」35自治体 (70.0%)
- * 記載していない項目で多いものは、「避難者の受入れルート」35自治体 (70.0%)、「福祉避難所の定員」33自治体 (66.0%)

【問7】(2)福祉避難所の協定の内容について、それぞれの項目について一つに○をしてください。(単数回答)

問7(1)で民間の福祉施設と福祉避難所に関する協定を締結している自治体に尋ねました(図12、表24)。

福祉避難所に関する協定の内容について、想定される項目の記載の有無などを尋ねています。「記載している」「一部記載している」が多かった項目は「設置・運営にかかる費用分担」46自治体(92.0%)と9割以上の自治体が記載をしていました。次いで「設置までの手続き」36自治体(72.0%)、「福祉避難所の受入れ対象者」35自治体(70.0%)となっています。

記載している自治体が少なかった項目は「避難者の受入れルート」7自治体(14.0%)、「福祉避難所の定員」6自治体(12.0%)となっています。

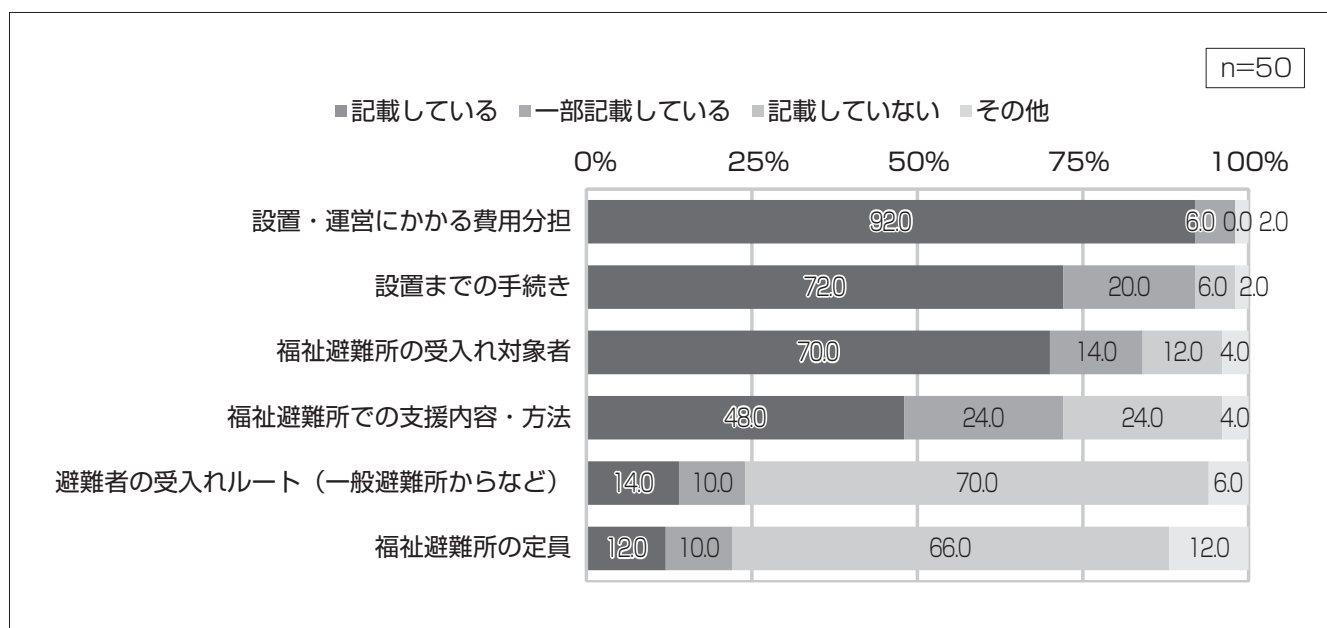


図12 福祉避難所に関する協定の記載内容

表24 福祉避難所に関する協定の記載内容

		全体	記載 している	一部記載 している	記載 していない	その他
設置・運営にかかる費用分担	回答数	50	46	3	0	1
	%	100.0	92.0	6.0	0.0	2.0
設置までの手続き	回答数	50	36	10	3	1
	%	100.0	72.0	20.0	6.0	2.0
福祉避難所の受入れ対象者	回答数	50	35	7	6	2
	%	100.0	70.0	14.0	12.0	4.0
福祉避難所での支援内容・方法	回答数	50	24	12	12	2
	%	100.0	48.0	24.0	24.0	4.0
避難者の受入れルート (一般避難所からなど)	回答数	50	7	5	35	3
	%	100.0	14.0	10.0	70.0	6.0
福祉避難所の定員	回答数	50	6	5	33	6
	%	100.0	12.0	10.0	66.0	12.0

表25 福祉避難所に関する協定の記載内容 (表24「その他」の各項目の記載についての自由回答)

○設置・運営にかかる費用分担	n=1
備蓄品の確保は区が行うこととし、それ以外は記載していない	
○設置までの手続き	n=1
別途「マニュアル」に記載	
○福祉避難所の受入れ対象者	n=2
地域防災計画	
福祉避難所運営ガイドラインで別に定めている	
○福祉避難所での支援内容・方法	n=2
別途マニュアル整備検討中	
別途「マニュアル」に記載	
○避難者の受入れルート (一般避難所からなど)	n=2
福祉避難所運営ガイドラインで別に定めている	
協定上の記載はないが、地域防災計画上に記載あり	
○福祉避難所の定員	n=6
地域防災計画	
人数の具体的記載はしていないが、あらかじめ協議を行い決定することになっており、協定締結施設については人数についての協議は済んでいる。	
福祉避難所一覧で別に管理している	
学校を指定している避難所は定員を記載していない	
「床面積3.3㎡につき2人」と記載	
協定書に「原則として、概ね3.3㎡当たり1人」としている。	

表26 福祉避難所に関する協定の記載内容（「その他」の自由回答）【主な回答】

n=8

・施設の開設 ・開設期間 ・物品の使用 ・損害賠償 ・個人情報の保護 ・連絡体制の整備
防災訓練への協力に関すること 個人情報保護に関すること
応援要請、及び個人情報及び関係書類の保護管理。運営ガイドラインの作成及び平時の訓練。
・開設の期間 ・平常時の災害等への備え ・個人情報の保護
避難所の閉鎖について、個人情報の保護について、損害補償について
費用分担については、市が負担することとしているが、詳細な金額内訳については決まっていない。
(協議) 条項として記載あり。
物資の需要把握、調達・供給について

●福祉避難所の設置・運営に関する役割分担

- *主に自治体が担うとする回答が多かった項目は、「必要となる物資の調達・手配」「一般避難所から福祉避難所への移送」
- *主に指定する施設が担うとする回答が多かった項目は、「福祉避難所の設置に必要なスペースの提供」「福祉避難所における介護・見守り」
- *平成28年度調査と比べると、「現時点で役割分担はしていない」の回答の割合が全項目で減少

【問7】(3) 福祉施設等に福祉避難所の設置・運営にあたって、どのように役割分担を想定していますか。①～⑧についてあてはまる欄すべてに○をしてください。「その他」の欄には、その内容を記入してください。(複数回答)

問7(1)で民間の福祉施設と福祉避難所に関する協定を締結している自治体に、福祉避難所の設置・運営に関する役割分担の状況について、主に想定される役割ごとに尋ねました(表27)。

区市町村が担い手として多く想定されているのは「必要となる物資の調達・手配」50自治体(100.0%)、「福祉避難所の受入れ避難者の調整」48自治体(96.0%)、「一般避難所から福祉避難所への移送」42自治体(84.0%)、「介護・福祉等の専門職ボランティア」37自治体(74.0%)となっています。特に「一般避難所から福祉避難所への移送」については、平成28年度調査で同様の項目を調査していますが、「区市町村」が担うと回答した割合は、48.3%から84.0%と35.7ポイント増えています。

施設が担い手として多く想定されているのは「福祉避難所の設置に必要なスペースの提供」45自治体(90.0%)、「福祉避難所における介護・見守り」34自治体(68.0%)、「食事の提供等日常生活維持のための支援」30自治体(60.0%)でした。

「その他」の回答として、「『本人の介助及び他の避難者の支援補助』を『要配慮者の家族』が担うことを想定している」との回答がありました。

「現時点で役割分担はしていない」との回答で最も多かったのは「介護・福祉等の専門職ボランティアの手配」11自治体(22.0%)でした。平成28年度調査では「介護・福祉等の専門職ボランティアの手配」について「現時点で役割分担はしていない」と回答した割合は、25.9%と今回の結果と大きく変わりありませんでした。

なお、平成28年度調査では、各役割ごとに「現時点で役割分担はしていない」との回答の割合が、最も低いもので10.3%(福祉避難所の設置に必要なスペースの提供)、最も高いもので32.8%(一般避難所から福祉避難所への移送)でした(表29)。平成28年度調査とは、母数が異なるため、単純な比較はできませんが、全体としては約3年で役割分担がすすんでいくことが窺えます。

表27 福祉避難所の設置・運営に関する自治体と施設等の役割分担（複数回答）

単位：自治体、（%） n=50

	区市町村	施設	要配慮者の家族	本人	左記以外の担い手	現時点で役割分担はしていない
①福祉避難所の受入れ避難者の調整	48 (96.0)	13 (26.0)			0 (0.0)	3 (6.0)
②福祉避難所の設置に必要なスペースの提供	6 (12.0)	45 (90.0)			0 (0.0)	3 (6.0)
③一般避難所から福祉避難所への移送	42 (84.0)	17 (34.0)	28 (56.0)	14 (28.0)	8 (16.0)	4 (8.0)
④福祉避難所における介護・見守り	13 (26.0)	34 (68.0)	32 (64.0)	1 (2.0)	4 (8.0)	8 (16.0)
⑤介護・福祉等の専門職ボランティアの手配	37 (74.0)	10 (20.0)	1 (2.0)		5 (10.0)	11 (22.0)
⑥必要となる物資の調達・手配	50 (100.0)	11 (22.0)	9 (18.0)	4 (8.0)	0.0 (0.0)	1 (2.0)
⑦食事の提供等日常生活維持のための支援	27 (54.0)	30 (60.0)	23 (46.0)	3 (6.0)	2.0 (4.0)	7 (14.0)

表28 福祉避難所の設置・運営に関する自治体と施設等の役割分担（「左記以外の担い手」の自由回答）【主な回答】

③一般避難所から福祉避難所への移送

n=8

避難支援者等
移送に係る協定の締結事業者
震災救援所
区民防災組織等
ボランティア
協定先企業
別途協定
移送サービス事業

④福祉避難所における介護・見守り

n=4

生活相談員の派遣に係る協定締結事業者
ヘルパー・ボランティア
ボランティア
社協ボランティアセンター

⑤介護・福祉等の専門職ボランティアの手配

n=5

社会福祉協議会
ボランティアセンター
社協ボランティアセンター

⑦食事の提供等日常生活維持のための支援

n=2

現時点で「役割分担」について議論が出ていないため、○を付けておりません。
ボランティア

【参考】平成28年度 大都市東京の特性をふまえた災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関する区市町村アンケートより

表29 福祉避難所の設置・運営に関する区市町村と福祉施設等の役割分担（複数回答） 単位：% n=58

	担い手			現時点で役割分担はしていない
	区市町村	福祉避難所に位置づけている福祉施設	その他 (家族等介護者)	
①福祉避難所の受入れ避難者の調整	72.4	17.2	0.0	15.5
②福祉避難所の設置に必要なスペースの提供	10.3	79.3	1.7	10.3
③一般避難所から福祉避難所への移送	48.3	8.6	27.6	32.8
④福祉避難所における介護・見守り	17.2	56.9	24.1	25.9
⑤介護・福祉等の専門職ボランティアの手配	60.3	6.9	8.6	25.9
⑥必要となる物資の調達・手配	77.6	12.1	0.0	13.8
⑦食事の提供等日常生活維持のための支援	41.4	41.4	10.3	27.6

●福祉避難所の設置・運営のために事前に取り組んでいること

* 回答が多かった項目は「設置・運営に関するマニュアル等を整備している」24自治体（44.4%）、「福祉避難所の設置・運営に関する訓練をしている」21自治体（38.9%）、「福祉避難所用物資の一部（例：簡易ベッド、備蓄食料、発電機、通信設備等）を、あらかじめ貸与している」20自治体（37.0%）

* 少ないものでは、「福祉避難所の設置・運営のための人材確保に関する協定等を締結している」自治体は5自治体（9.3%）

【問7】(4) 貴区市町村で民間の福祉施設における福祉避難所の設置・運営のために、事前に行っていることについてあてはまるものすべてに○をしてください。（複数回答）

民間の福祉施設に福祉避難所を指定していると回答した自治体に、民間の福祉施設における福祉避難所の設置・運営のために事前に行っていることを、選択肢から複数回答で尋ねました（図13、表30）。

全体に過半数を超える選択肢の選択はなく、最も多く取り組まれていたのが「設置・運営に関するマニュアル等を整備している」で24自治体（44.4%）でした。次いで「福祉避難所の設置・運営に関する訓練をしている」が21自治体（38.9%）、「福祉避難所用物資の一部（例：簡易ベッド、備蓄食料、発電機、通信設備等）を、あらかじめ貸与している」が20自治体（37.0%）と続きます。

平成28年度調査でも、同様の項目を尋ねています。その時には「福祉避難所の設置・運営に関する訓練をしている」が最も多く（32.8%）、「設置・運営に関するマニュアル等を整備している」（29.3%）と続きます。以下、マニュアル等の整備支援、介護・医療等の物資の確保のための協定（それぞれ20.7%）、定期的な情報交換の場の設定（17.2%）と続いていました（図14）。

平成28年度調査と比べると、特に「設置・運営に関するマニュアル等の整備」（15.1ポイント増）、「福祉避難所における介護・医療等の物資の確保のために協定等の締結」（7.1ポイント増）、「区市町村と福祉避難所に位置付けた福祉施設との間で定期的に情報交換や意見交換の場を設けている」（16.1ポイント増）が、すすんでいることが分かります。

一方で、今回の調査において取り組みが少なかった項目は「福祉避難所を運営するための人材の確保に関する協定等を結んでいる」5自治体（9.3%）です。「福祉避難所を運営するための人材確保」は、（表13、25頁）にある通り、複数の自治体から課題としてあがっている項目です。平成28年度調査でも課題としてあげられています。平成29年度より「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」による広域での福祉避難所等への応援派遣調整のしくみができたところですが、人材確保に向けた仕組みづくりは地域でも平行してすすめていく必要がある項目であると考えられます。「避難行動要支援者の名簿を福祉避難所に位置づけている施設と共有している」と回答した自治体はありませんでした。

「その他」の回答として、「福祉避難所用物資を備蓄している（検討を進めている）」、「施設と協議している」などの回答がありました（表32）。

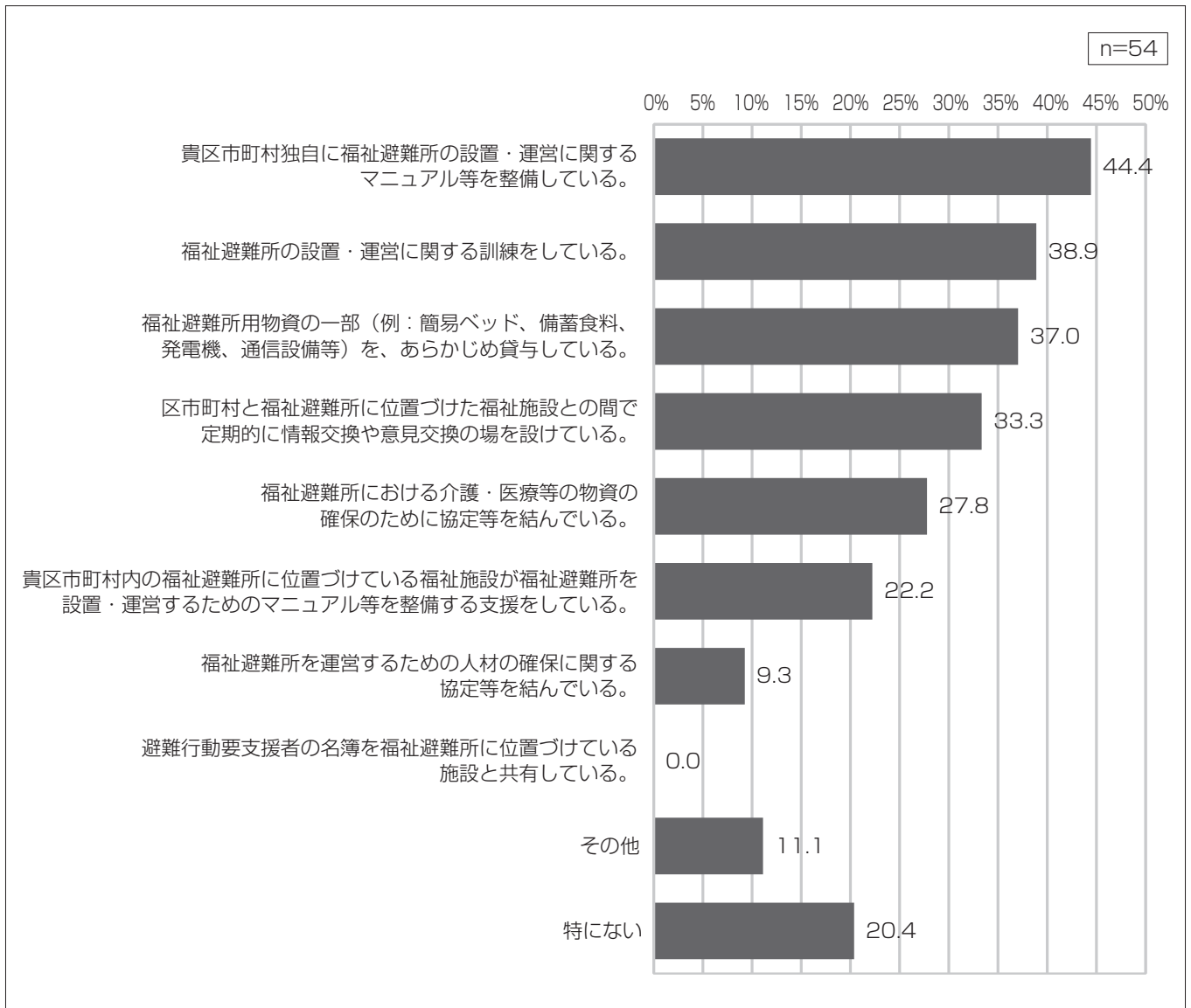


図13 福祉避難所設置・運営のために事前に取り組んでいること（複数回答）

表30 福祉避難所の設置・運営のために事前に取り組んでいること（複数回答）

	回答数	%
全体	54	100.0
1 貴区市町村独自に福祉避難所の設置・運営に関するマニュアル等を整備している。	24	44.4
2 福祉避難所の設置・運営に関する訓練をしている。	21	38.9
3 福祉避難所用物資の一部（例：簡易ベッド、備蓄食料、発電機、通信設備等）を、あらかじめ貸与している	20	37.0
4 区市町村と福祉避難所に位置づけた福祉施設との間で定期的に情報交換や意見交換の場を設けている。	18	33.3
5 福祉避難所における介護・医療等の物資の確保のために協定等を結んでいる。	15	27.8
6 貴区市町村内の福祉避難所に位置づけている福祉施設が福祉避難所を設置・運営するためのマニュアル等を整備する支援をしている。	12	22.2
7 福祉避難所を運営するための人材の確保に関する協定等を結んでいる。	5	9.3
8 避難行動要支援者の名簿を福祉避難所に位置づけている施設と共有している。	0	0.0
9 その他	6	11.1
10 特になし	11	20.3

【参考】平成28年度 大都市東京の特性をふまえた災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関する区市町村アンケートより

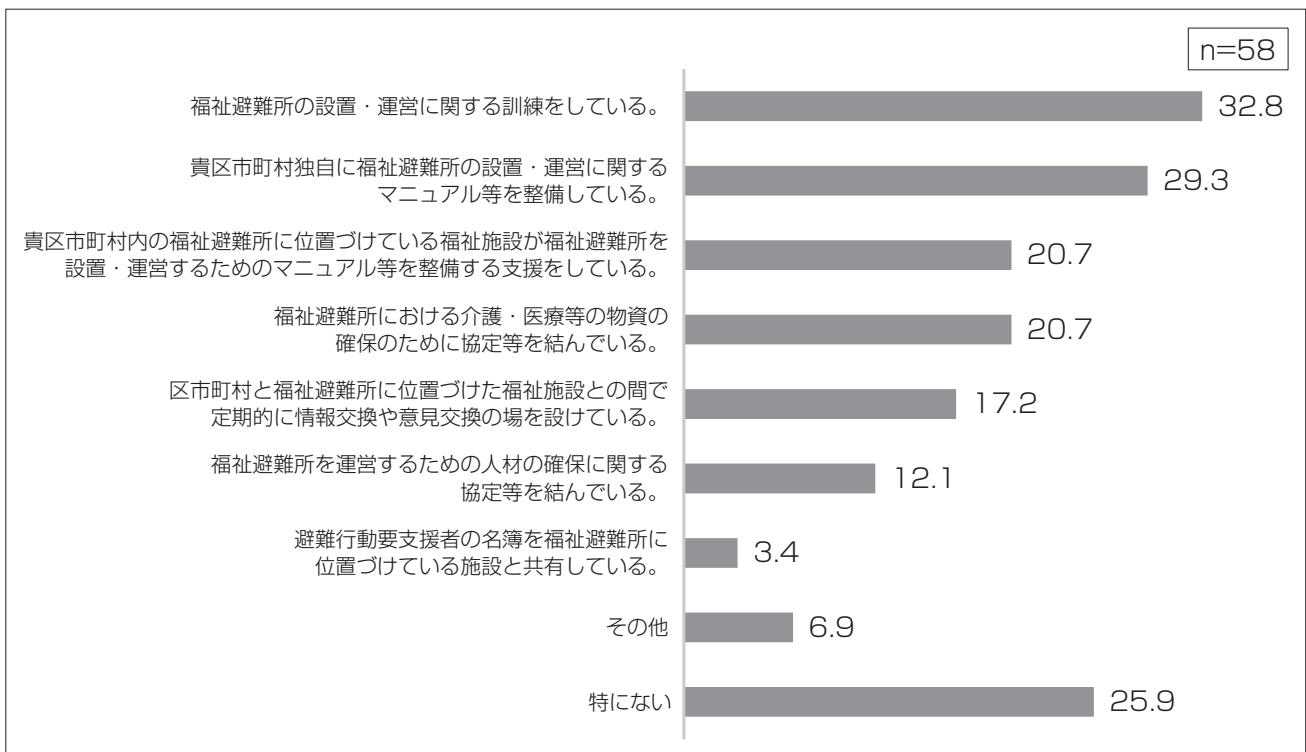


図14 福祉避難所の設置・運営のために事前に取り組んでいること（複数回答）

【参考】平成28年度 大都市東京の特性をふまえた災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関する区市町村アンケートより

表31 福祉避難所の設置・運営のために事前に取り組んでいること（複数回答）

	回答数	%
全体	58	100.0
1 福祉避難所の設置・運営に関する訓練をしている。	19	32.8
2 貴区市町村独自に福祉避難所の設置・運営に関するマニュアル等を整備している。	17	29.3
3 貴区市町村内の福祉避難所に位置づけている福祉施設が福祉避難所を設置・運営するためのマニュアル等を整備する支援をしている。	12	20.7
4 福祉避難所における介護・医療等の物資の確保のために協定等を結んでいる。	12	20.7
5 区市町村と福祉避難所に位置づけた福祉施設との間で定期的に情報交換や意見交換の場を設けている。	10	17.2
6 福祉避難所を運営するための人材の確保に関する協定等を結んでいる。	7	12.1
7 避難行動要支援者の名簿を福祉避難所に位置づけている施設と共有している。	2	3.4
8 その他	4	6.9
9 特になし	15	25.9

表32 福祉避難所設置・運営のために事前に取り組んでいること（「その他」の自由回答）【主な回答】 n=7
○福祉避難所用物資を備蓄している（検討を進めている）

福祉避難所用物資を備蓄倉庫に備蓄している。
福祉避難所用物資の一部をあらかじめ区で購入し備蓄している。
物資・人材の確保については、協定の内容に盛り込んでいないが、実際の運用面で検討を進めている。

○施設と協議している

区内の民間施設に応援派遣の協定締結に向けて働きかけている。
令和元年度より、福祉避難所施設管理者と打ち合わせの場を設けているが今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため実施できていない。

○その他

福祉避難所に特化した内容ではないが、医療や医薬品の供給に関する協定を締結している。
マニュアル等は作成中。

II

感染症、水害への備え

ここからは、新型コロナウイルス感染症、近年多発する水害をふまえた対応、また、それらに対する福祉避難所の備えや影響等について、尋ねました。

●感染症対策をふまえた協定内容の見直し状況

* 「協定内容の見直しを行った」自治体は無し

* 新型コロナウイルス感染症の影響により、16自治体（29.1%）が協定内容の見直しの検討を予定

【問8】 (1)新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、協定内容の見直しを行いましたか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

今回の調査では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を調査するため、感染症対策としての協定内容や運営等の見直し状況について、尋ねました。なお、問8は、問1で福祉避難所を「指定している」と回答した自治体に尋ねています。

感染症対策をふまえた協定内容の見直しを「行っていない」と回答した自治体は35自治体（63.6%）と、6割強でした。一方、「検討予定」と回答した自治体も16自治体（29.1%）ありました（図15、表33）。

この設問から、今後、約3割の自治体で感染症対策をふまえた協定内容の見直しが検討される予定であることが分かりました。

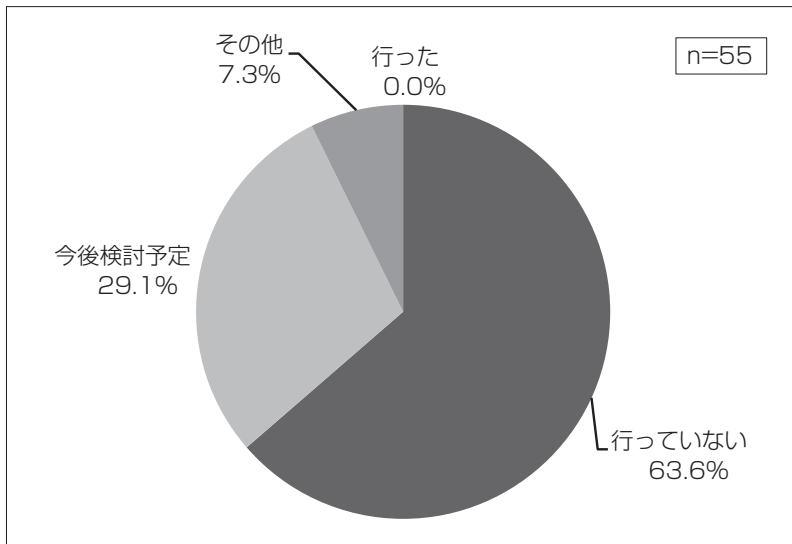


図15 福祉避難所の協定内容の見直し状況

表33 福祉避難所の協定内容の見直し状況

		回答数	%
全体		55	100.0
1	行った	0	0.0
2	行っていない	35	63.6
3	今後検討予定	16	29.1
4	その他	4	7.3

表34 協定内容の見直し状況（「その他」の自由回答）【主な回答】

n=3

協定の見直しは行っていない。備蓄品の見直しを行った。
見直しについては、その事項を含めて現在協議を進めている。
令和元年の台風第19号での対応をふまえ、福祉施設を個別訪問し、水害時の対応や協定内容について確認・協議を行った（感染症対策に特化した内容での見直しは実施していない）。

●設置か所数、定員数の見直しの状況

- * 「設置か所数、定員数の見直しを行った」のは6自治体（10.9%）
- * 見直した自治体の中には、「定員数を見直し、減少した」、「新たに福祉避難所を増やした」等の回答が見られた
- * 見直しを「行った」と「検討中である」等を含み29自治体（52.7%）。約半数の自治体が見直しの方向で検討

【問8】（2）新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、福祉避難所の設置か所数、定員数の見直しを行いましたか。あてはまるもの一つに○をしてください。（単数回答）

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、福祉避難所の設置か所数、定員数の見直しを行ったかどうか尋ねました。「行った」との回答は6自治体（10.9%）でした（図16、表35）。

見直し内容の自由回答は「定員数が減少した」、「新たに福祉避難所を増やした」等の記載がありました（表36）。

全体では、「行った」6自治体の他、「検討中」21自治体（38.2%）、「その他」の回答5自治体のうち2自治体が「検討中」の内容の回答でした（表37）。したがって、29自治体（52.7%）と、約半数の自治体が見直しの方向で検討をすすめていることがわかりました。

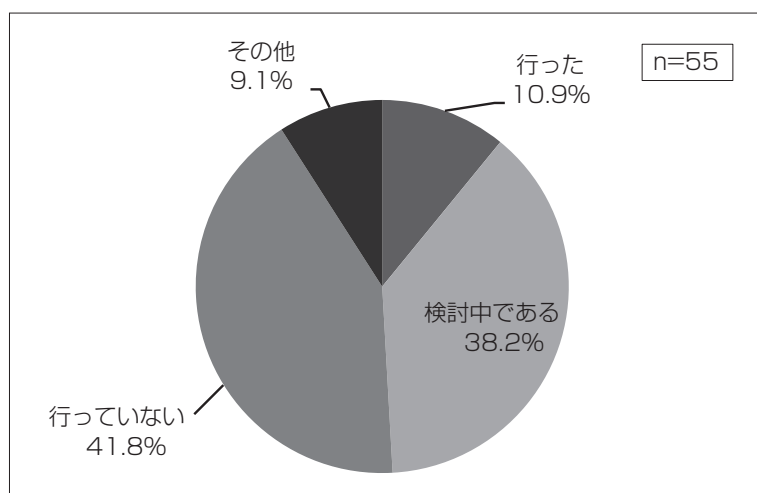


図16 福祉避難所の設置か所数、定員数の見直し状況

表35 福祉避難所の設置か所数、定員数の見直し状況

		回答数	%
全体		55	100.0
1	行った	6	10.9
2	検討中である	21	38.2
3	行っていない	23	41.8
4	その他	5	9.1

表36 感染症対策として、福祉避難所数、定員数の具体的な見直し事項（見直しを「行った」の自由回答）【主な回答】

n=6

定員が減少した。
平時の定員数から、新型コロナウイルス感染症対策として約3分の1程度まで定員数が減った。
定員数を見直しました。
感染症対策をとるため、定員数について見直しを行った。
設置箇所数及び定員数は現状維持。一方で避難者同士の密を避けるため、間仕切りテントの購入を検討している。
新たに福祉避難所を増やした。指定避難所開設と同時期に開設する福祉避難所を設定した（4ヶ所）。

表37 「その他」の自由回答【主な回答】

n=5

高齢者や障害のある方の避難スペースとしての民間の宿泊施設活用について協議している。
定員数ではないが、現下における水害時の避難者受け入れ可能数について施設に対しアンケートを行った結果、平時よりも人数が減った。
定員を設定していない
区立直営施設については「行った」（定員数等） 民立民営施設については「検討中である」
3.3㎡に1名のところ、16㎡に1名に見直す方向で検討

●運営についての協議の状況

- * 福祉避難所に指定をする施設と協議を行った自治体は、9自治体（16.4%）
- * 33自治体（60.0%）が福祉避難所の運営について、指定する施設と協議を予定、または検討している
- * 協議した内容は、「感染防止策」、「受入れ体制について」が多数

【問8】 (3)新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、福祉避難所の運営等について、指定する施設等と協議を行っていますか。あてはまるもの一つに○をしてください。（単数回答）

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、福祉避難所の運営等について、指定する施設等と協議を行っているか尋ねました（図17、表38）。指定する施設と「協議した」と回答した自治体は9自治体（16.4%）でした。全体のうち、「協議した」が9自治体（16.4%）、「協議の予定がある」が3自治体（5.5%）、「検討中である」が20自治体（36.4%）、「その他」のうち「検討中」と回答したのが1自治体でした。これらを合計すると計60.0%と、協議の方向にある自治体が過半数であることがわかりました。多くの自治体で新型コロナウイルス感染症下での福祉避難所の運営について、課題意識を持っていることが分かります。協議した具体的な内容は「感染防止策」「ゾーニング、動線」「定員」「物資」などでした（表39）。

その他の回答として「運営ガイドライン（感染症流行時版）を策定」などがありました（表40）。

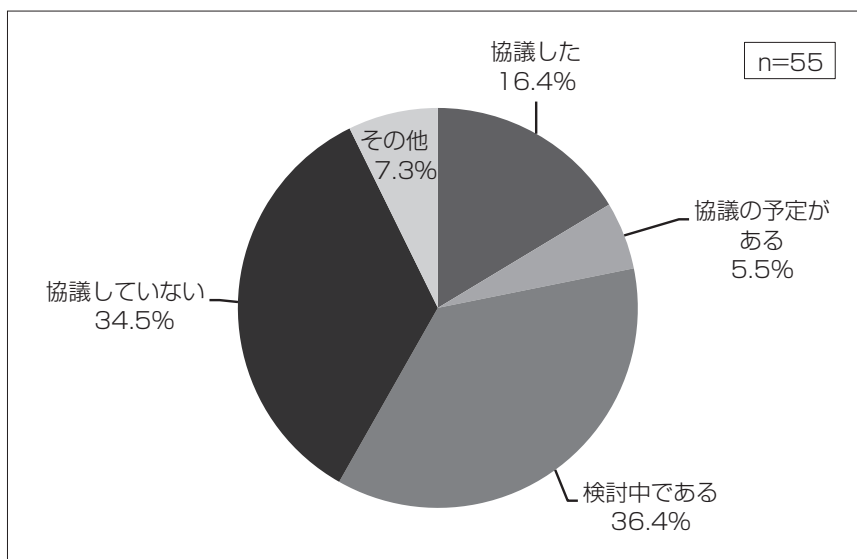


図17 福祉避難所の運営等についての協議状況

表38 福祉避難所の運営等についての協議状況

	回答数	%
全体	55	100.0
1 協議した	9	16.4
2 協議の予定がある	3	5.5
3 検討中である	20	36.4
4 協議していない	19	34.5
5 その他	4	7.3

表39 福祉避難所の運営等についての協議内容（「協議した」の自由回答）【主な回答】

n=9

福祉避難所における感染防止策について
新型コロナウイルス感染症対策として、避難世帯の生活スペースの間隔を通常より広くとることや、避難後の発熱などに備え隔離スペースの確保について検討を依頼。
避難者の健康状態に応じた避難スペースのゾーニング等について
一部の施設と、施設のどの部屋を発熱者用とするかや、感染を広げないための動線の検討などを行った。
受付での検温、感染症対策居室の設定（発熱が確認された方専用の居室） 段ボールベッド（間仕切り、枕付き）の配備、1人4㎡の確保に努める
場所やベッドの確保などの受入体制について
必要な物資等について協議した。
定員について
特養等の入所施設においては、入所者への感染リスクがあるため、避難所としての利用は難しい

表40 福祉避難所の運営等についての協議（「その他」の自由回答）【主な回答】

n=4

区立直営施設については「協議した」（受入態勢全般について） 民立民営施設については「検討中である」
避難所以前に福祉施設として対策を強化している。
福祉救済所連絡会を例年は開催して情報共有等を行っているが、今年は開催できていない
避難施設・管理運営ガイドライン（感染症流行時版）を令和2年8月に策定。

●新型コロナウイルス感染の疑いのある人への対応

* 32自治体 (58.2%) が対応を検討中

* 「福祉避難所内のゾーニング」は13自治体 (23.6%)、「専用の避難所を用意」は8自治体 (14.5%)

【問8】 (4) 新型コロナウイルス感染の疑いのある人への対応・備えをどのように想定していますか。あてはまるものすべてに○をしてください。(複数回答)

新型コロナウイルス感染の疑いのある人への対応・備えをどのように想定しているか尋ねました。「検討中である」が32自治体 (58.2%) と、最も多い結果になりました。一方で、「福祉避難所内のゾーニングを想定した訓練を実施、または計画している」と回答した自治体は、13自治体 (23.6%) と、都内約2割の自治体が新型コロナウイルス感染の疑いのある人への対応・備えに取り組んでいることが分かります。「新型コロナウイルス感染の疑いのある人専用の避難所を案内」すると回答した自治体も、8自治体 (14.5%) ありました (図18、表41)。

その他としては「福祉避難所内でゾーニングした上で受入れ。不可能であれば代替施設や専用の居室を案内」等の回答がありました (表42)。

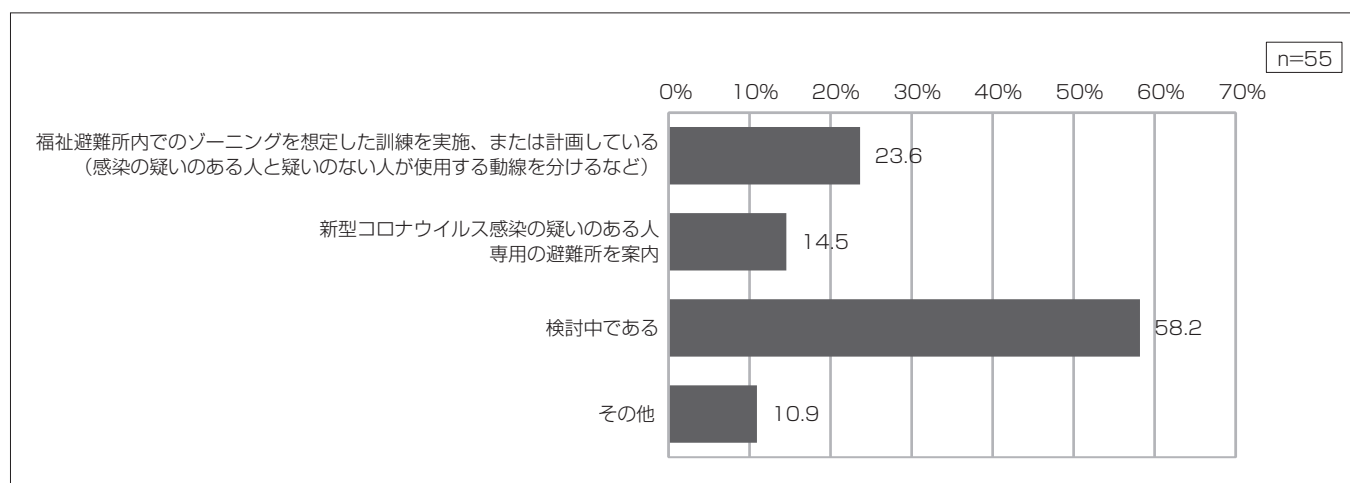


図18 福祉避難所における新型コロナウイルス感染症の疑いのある人への対応 (複数回答)

表41 福祉避難所における新型コロナウイルス感染症の疑いのある人への対応 (複数回答)

	回答数	%
全体	55	100.0
1 福祉避難所内でのゾーニングを想定した訓練を実施、または計画している (感染の疑いのある人と疑いのない人が使用する動線を分けるなど)	13	23.6
2 新型コロナウイルス感染の疑いのある人専用の避難所を案内	8	14.5
3 検討中である	32	58.2
4 その他	6	10.9

表42 福祉避難所における新型コロナウイルス感染症の疑いのある人への対応（「その他」の自由回答）【主な回答】 n=7

<ul style="list-style-type: none"> ・発熱が確認された方（感染については不明）を専用の居室に案内する。 ・発熱確認者専用の居室は、必ず事前に設定しておく（第一次、第二次（福祉）避難所ともに）。
<p>隔離スペースの確保やゾーニングの検討を福祉避難所開設施設に依頼した。</p>
<p>福祉避難所内でゾーニングが可能であれば、そのスペースを活用する。不可能であれば、代替施設の提供を検討する。</p>
<p>区立直営施設については「福祉避難所内でのゾーニングを想定した訓練を実施、または計画している」、民立民営施設については「検討中である」</p>
<p>該当の方が地域避難所で生活できない場合ゾーニングした上で受入れなければならないのではないか（検討中）</p>
<p>一次避難所の避難所管理運営マニュアル作成の指針（新型コロナウイルス感染症対策編）をふまえた対応を想定している。福祉避難所内でのゾーニング</p>
<p>福祉救済所に搬送した避難者の中で感染疑いが発生した場合には、区と連携し移送等を行うようになる。具体的な手順等は区の震災救済所感染症マニュアル等との整合性を取りながら検討を進める。</p>

●感染症対策と水害対策をふまえた新たな物品の準備状況

- * 感染症対策、水害対策として、新たに物品を用意した、または用意する予定がある自治体は、45自治体（72.6%）と、過半数の自治体に対応している
- * 感染症対策として、マスク、アルコール消毒液、体温計、水害対策として間仕切り、段ボールベッド、蓄電池などを用意している

ここからは、福祉避難所の指定状況に関わらず、すべての自治体へ、感染症対策や災害時の要配慮者支援の課題等について尋ねました。

【問9】 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策と水害対策をふまえて、貴区市町村の防災対策において新たに用意した物品、福祉避難所協定先に新たに配布した物品はありますか。あてはまるもの一つに○をしてください。（単数回答）

感染症対策、水害対策をふまえ、防災対策として新たに用意した物品があるかを尋ねました。「ある」と回答した自治体は、31自治体（50.0%）、「用意する予定がある」14自治体（22.6%）でした。合わせて約7割の自治体が、感染症対策、水害対策として何らかの物品を用意した、または、する予定があるということが分かりました（図19、表43）。

具体的な物品としては、感染症対策としてマスク、アルコール消毒液、体温計、手袋などがあげられています。水害対策では、間仕切り、段ボールベッド、蓄電池などがあげられています（表45、46）。

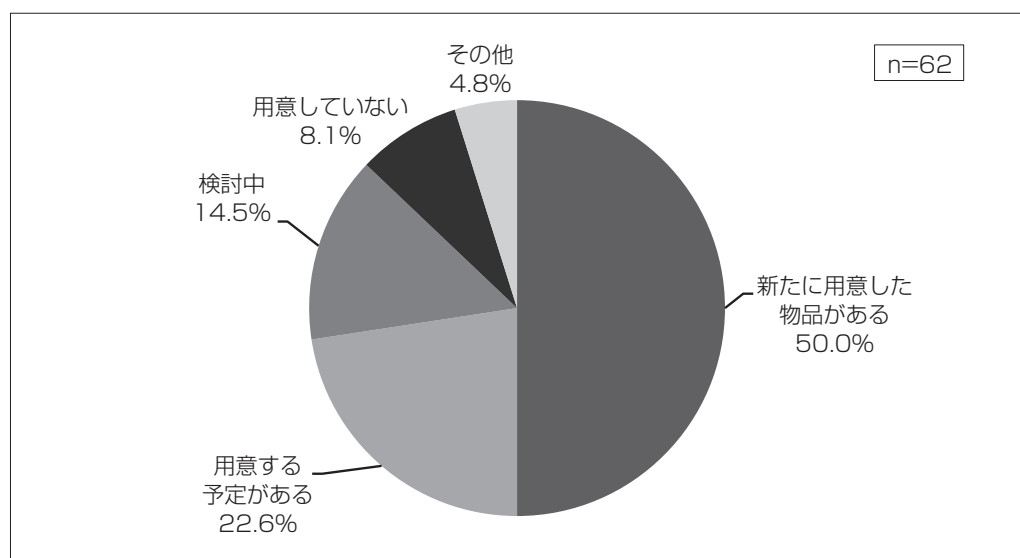


図19 感染症対策と水害対策として、新たに用意、配布した物品の状況

表43 感染症対策と水害対策として、新たに用意、配布した物品の状況

	回答数	%
全体	62	100.0
1 新たに用意した物品がある	31	50.0
2 用意する予定がある	14	22.6
3 検討中	9	14.5
4 用意していない	5	8.1
5 その他	3	4.8

表44 感染症対策と水害対策として、新たに用意、配布した物品（「その他」の自由回答）【主な回答】

n=3

マスク、非接触型体温計は配備済、消毒液はこれから配備予定。
体温計は9月1日時点であった。他はこれから納品予定。
全ての避難所向けに増やした物品はあるが、協定締結先の福祉避難所への配布はせず、町の防災備蓄庫で保管している。

表45 新たに用意、配布した物品【感染症対策】

(図18で、「新たに用意した物品がある」、「用意する予定がある」と回答した自治体から得た自由回答を以下、回答数が多い順に羅列)

n=47

	物品	用意済み自治体数	用意予定自治体数
マスク	マスク	23	8
	フェイスシールド	16	7
	医療従事者用マスク	2	1
	N95マスク	2	0
消毒液	アルコール消毒液	19	6
	手指消毒液	10	4
	ハイター	1	1
	次亜塩素酸ナトリウム液	0	1
体温計	非接触型体温計	16	6
仕切り系	パーテーション	5	4
	テント	1	5
	段ボール間仕切り	2	1
	簡易間仕切り	2	1
	受付間仕切り	1	0
防護服	防護服	7	5
	ガウン	7	0
	雨合羽	2	0
	グローブポンチョ	1	0
ベッド	段ボールベッド	2	0
	エアーマット	0	2
	簡易ベッド	0	1
衛生用品	手袋	7	3
	ゴム手袋	5	2
	ハンドソープ	4	3
	ウェットティッシュ	4	1
	ポリ袋・ゴミ袋	2	2
	ニトリル手袋	3	0
	ビニール手袋	2	1
	汚物処理キット（嘔吐物緊急凝固セット）	1	1
	ゴーグル	1	0
	シューズカバー	1	0
	衛生用品	1	0
	使い捨て不織布	0	1

その他	ペーパータオル	4	3
	サーキュレーター	2	0
	使い捨てスリッパ	1	1
	カウンタークロス	1	0
	雑巾	1	0
	養生テープ	1	0
	ゴミ箱	1	0
	ポリシート	1	0
	バリケードテープ	1	0
	ペーパーバッグ	1	0
	感染症対策をふまえた避難所運営マニュアル（福祉避難所用）	1	0
	健康チェックシート	1	0
	東京都の「新型コロナウイルス感染症をふまえた災害対応のポイント」を参考に配置	1	0
	紙コップ	0	1
	トイレ用サンダル	0	1
	ビニールシート	0	1
	電動エアポンプ	0	1
感染症対策除菌消臭剤	0	1	

表46 新たに用意、配布した物品【水害対策】

n=16

物品	用意済み自治体数	用意予定自治体数
段ボールベッド	2	1
蓄電池	1	1
災害対策用リチウムイオンバッテリーセット	1	0
間仕切り	1	0
長期保存水	1	0
脱水袋	1	0
レインウェア	1	0
ペット用ブルーシート	1	0
ペット用おむつシート	1	0
ソーラーパネル	1	0
USB10連ポート	1	0
災害用トイレ	0	1
オムツ等の衛生用品	0	1
非常食	0	1
浸水対策工事	0	1
毛布	0	1
介護用畳	0	1
個別マット	0	1

●感染症対策や多発する水害をふまえ、災害時における要配慮者支援上の課題、工夫

- * 課題として、「感染症対策のため、収容可能人数の減少や福祉避難所の不足。それに伴う新たなスペースの確保」、「浸水区域や浸水の危険性がある立地に福祉施設があるため、避難場所や避難が可能か検討する必要がある」「二次避難の難しさ」「避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の作成」等
- * 工夫として、「タクシー事業者と移送に関する協定の締結」「感染症対策を盛り込んだマニュアルの改訂」等

【問10】 その他、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策や、近年多発する水害をふまえ、災害時における要配慮者支援において、課題になっていることや工夫していることがありましたらご記入ください。(記述回答)

感染症対策や多発する水害をふまえ、災害時における要配慮者支援の課題について尋ねました。「感染症対策のため、収容可能人数の減少や福祉避難所の不足。それに伴う新たなスペースの確保」、「浸水区域や浸水の危険性がある立地に福祉施設があるため、避難場所や避難が可能か検討する必要がある」などがあげられました。新たに感染症対策を追加したり、水害への対策を見直したりした結果、これまでとは異なった対応をする必要があると認識している自治体が多いと考えられます。その他にも、(表47)の通り、様々な課題があげられました。

一方で、課題に対する工夫では、「(リフト付き) タクシー事業者と移送に関する協定の締結」、「新型コロナ対策について盛り込んだマニュアルの作成、対策をふまえた訓練を計画」などがあげられています。回答は、(表48、64頁)の通りです。

表47 感染症対策や水害をふまえた、災害時における要配慮者支援の課題【主な回答】

n=48

○新型コロナウイルス感染症への対策

- ・定員数(受入れ可能数)、避難スペースの減少

ソーシャルディスタンスを確保することによる受入定員の減少
福祉避難所内の避難者の密集を防ぐために、避難者ごとの避難スペースを大きくすると、福祉避難所ごとの収容可能人数が減ってしまうこと。一般の避難所に比べると、福祉避難所となる施設はスペースが狭いため、動線の分離や避難者の隔離が難しいこと。
新型コロナウイルス感染症対策のため、ソーシャルディスタンスを保った中で避難スペースの確保をどのように行っていくか
感染症による1人1人のスペース・間隔の増大によって、福祉避難所等が不足していること。
感染症対策をふまえた受け入れ定員の確保が今後の課題ととらえている。
密を避けることにより、収容可能人数が減ることや、感染症対策に関連する物品の購入と備蓄、さらに実際に災害時に対応する福祉・医療系専門職の運営要員の確保が課題。
感染症対策として、3密を避けるために避難者同士の距離をとらざるを得ず、受け入れ可能人数の再計算が必要になる可能性がある。
新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、マスクやフェイスシールドをあらかじめ配布して有事の際に備えているが、決められた範囲内で社会的距離をとれるかが課題の一つである。
ソーシャルディスタンスを加味した上での避難所の受入や各施設の対応など
災害の規模により、避難者数の増大が、見込まれた時、感染症拡大防止対策(2m×2mの区画)が、とれるか…。
本村は、山間地であり、用地も限られることから新たな避難所を設置することが難しい。そのため、感染症対策にあたり避難所の密対策をとることが課題となっている。

感染症対策のため収容人員減少

- ・新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の対応

福祉避難所への避難にあたり、できる限り介助者の同伴を求めているが、避難中に介助者が体調不良や新型コロナウイルス感染症等を発症した場合に、避難者の介助を誰が行うのかが課題となっている。

発症した人あるいは、濃厚接触者等の受入が厳しい

要配慮者の避難者から感染者が出た場合の対応

要配慮者若しくはその介助者等に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の対応。(障害福祉課)

- ・新型コロナウイルス感染症下での福祉避難所の運営

感染症対策を考慮した福祉避難所の運営

「新型コロナウイルス感染症対策」福祉避難所における新型コロナウイルス感染症の対策については、備蓄物資(衛生防護用品)の購入など、対策を進めているが、福祉避難所の運営面など、さらに対策を重ねる必要がある。

感染症対策のため、避難所のゾーニングを行った際、生活動線上におけるバリアフリー関連設備の部分の区分けができない施設が多い。(誰でもトイレ、エレベータ、スロープなど)

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した課題

感染症対策物資の調達

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から外部からの来訪者を制限している施設もある中で、有事に福祉避難所として機能するかどうか疑問が残る。(高齢福祉課)

また、新型コロナウイルス感染症等に感染するリスクも比較的高い。

○水害時

- ・浸水の危険性があるため、使用できない可能性がある。また、福祉避難所として受入れ人数の減少や新たな避難場所の確保が課題

荒川が氾濫した場合、区の半分の浸水が想定される。浸水想定区域内には、高齢者の入居施設等も多いため、避難場所の確保やどのような支援が出来るか検討を要する。

水害時に浸水してしまう福祉避難所が多いため、受入れ人数が減少してしまうこと。

現在協定を締結している施設は山間部に多く、水害時には危険な立地であり、実際に開設できるか開設しても搬送可能かどうかは課題である。

水害時の避難は、緊急避難の考え方にに基づき、避難してくる人を限定することができないため、避難情報の発令に応じて設置する避難場所において、避難者の選定はできない。「ここは、二次避難場所なので、一般の避難者は受け入れません。」とは言えない。一方で、水害により自宅での生活が困難になった場合には、二次避難所を開設する必要があり、課題としては、前述のとおりである。

風水害時には、風雨が強い時間帯に一時避難所を訪れた避難者を、福祉避難所に移動させることが困難であり、一時避難所で対応せざるを得ず、十分なスペースの確保が困難となることも予想される。また、福祉避難所でも、風雨が強い時間帯には、直接、避難してきた健康者も受け入れざるを得ない状況が想定される。

水害について、台風上陸前より福祉避難所等へ事前避難をしてもらう想定だが、誰がどこに避難するかのマッチングが課題となっている。

- ・その他、水害時の課題

水害時応急活動マニュアルの整備

また、水害については、福祉避難所の設置時期及び当市の地理的状況(長期浸水の可能性が低い)などから、当市におけるあり方について研究が必要。

○避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の作成

個別計画を含めた避難支援体制の確立

要配慮者個別避難支援プランの作成が進んでいない。

避難行動要支援者名簿の登録者への支援をどのように行うのか、平時の名簿活用を含め検討を要する。

水害におけるリスクの高い方の個別支援計画の作成

避難行動要支援者名簿の活用方法

避難行動要支援者のうち、自力での避難が不可能な方の把握とその方々に対する個別計画作成を含めた支援作成予定の個別計画の具体的な活用方法の確立

○要配慮者の避難について

要配慮者の避難所への移送とその後の支援へのマンパワー。

要配慮者の移動手段の確保

要配慮者は一般の方に比べて避難に時間を要する。

避難所へ避難をする手段がなく、自宅に留まる方がいた

○要配慮者への避難情報等の伝達方法

避難情報等の伝達

避難所の開設状況等の防災情報を要配慮者にどのようにして伝えるか

要配慮者への情報伝達手段をいかに早く、正確に伝えるかが課題となっている。

○福祉避難所の運営に関する課題

高齢者施設、障害者施設における施設利用者と避難者のスペースの切り分け

要配慮者の避難者の健康・衛生管理

要配慮者の対応が可能な専門的な知識を持った職員の確保

区が開設する福祉避難所に収容人数以上の区民が来た場合の対応

各施設がぎりぎりの人数の中で業務を行っているため、応援職員（介護人材等）がいないと、要配慮者に対して十分な支援が行えず、本人の自助と家族の協力を頼らなければならない。

要配慮者の避難及び、福祉避難所の開設のタイミングや連携が課題であると考えている。

避難所の収容人数に限りがある。

要配慮者のニーズに応じた避難所運営。

避難スペースの確保

人工呼吸器を使用している方が避難所に避難した際に、予備のバッテリー等を所有していない方がいた場合、停電等で避難所における電気の供給が課題であるとする。（障害福祉課）

避難所の数や老朽化

避難所で過し易く出来るようにする。

専門職員の人員不足

小さい離島のためこれ以上の避難施設は確保が難しいため島外での避難先が重要であると考えますが検討できていない

避難所の運営方法の周知。

○その他の課題

在宅避難をより促進するにあたり、要配慮者の把握と支援のあり方の再検討。またそれに伴う民生委員、町会、介護事業者、障害者施設等の連携強化の必要性。

自治会や民生委員等、関係機関との連携

地域としての要配慮者の把握（個人情報観点からも、地域として把握することが難しい）

新たな避難場所の確保 車両避難の駐車場確保

自動車を使用した避難及び駐車場の確保

要配慮者については、それぞれ配慮すべき事項が違うため、一つの対策では足りないこと。

突発的な災害が発生した場合、対応が難しい。

表48 感染症対策や水害をふまえた、災害時における要配慮者支援における工夫【主な回答】

n=30

○防災意識醸成のための啓発

防災ラジオを避難行動要支援者名簿登録者へ配付する。

平常時から防災に対する自助・共助の意識を高めてもらうため、啓発チラシの作成・配付及び要配慮者向けマイ・タイムライン講習会の開催

課独自の広報誌を年2回市内全戸配布して、防災意識の醸成を図っている

○役所内で部会等を設置し、検討

区民から相談があった際に適切にマッチングができるよう、庁内関係部署と協議を重ね検討している。
要支援者対策及び在宅避難検討部会を設立し、関係部署と調整を行っている。
検討会を設置し検討中

○関係機関との連携、協定の締結

ケアマネジャー協議会と協力し、区の震災や水害態勢、要配慮支援対策について、研修会を実施。事業所や他の事業体でも実施。
「水害について」 避難行動要支援者名簿等から水害時要支援者を洗い出し、水害時要支援者を受け入れる福祉避難所を選定した。水害時要支援者の移送手段を確保するため、リフト付福祉タクシー事業者との協定を締結した。
タクシー事業者と洪水浸水想定区域内の避難行動要支援者の移送支援に関する協定を締結した。
市内の医療系専門職団体等との災害時応援協定の締結を目指して調整している。
体育館以外にも避難スペースを確保できるよう施設管理者と協議を行う。

○福祉避難所以外の避難方法の推奨（在宅避難、縁故避難等）

コミュニティタイムラインの策定支援を進めるなかで、地域としてできることは何かを検討 避難所への避難だけではなく、地域コミュニティの中での縁故等避難についても検討
自宅が安全な場合には在宅避難の選択を啓発
在宅避難（垂直避難等）、親戚・知人宅、民間ホテル等の利用の推奨
垂直避難や分散避難の呼びかけや体調不良の方用の避難所を設ける等の工夫を行っている。
平時より在宅避難（自宅が安全な場合）の周知を行う。

○福祉避難所における工夫

設置箇所数及び定員数は現状維持。一方で避難者同士の密を避けるため、間仕切りテントの購入を検討している。 ※水害に対しては、問9のとおり「避難所」として指定していない。
福祉避難所への感染症対策物品の配備を準備している。
民間福祉施設との協定の拡充。
避難所のゾーニングの際、一般の避難者とゾーンを分けたり、「妊産婦・乳幼児ゾーン」を設けたりしている。
日頃から福祉避難所と情報交換を中心とした連携を図り、ある程度の統一した受け入れ基準を整備し、又空床状況を把握するよう努める。（高齢福祉課）
段ボールベッドを用意する事で、要配慮者が床で過ごす事のないようにする。 高齢者用のおむつを十分に用意しておく。
村営の住宅2棟確保している

○その他

新型コロナウイルス感染症対策をふまえた福祉避難所開設運営訓練の実施を計画している。
今年度より個別支援プラン作成促進（住民防災組織との連携）に向けた事業を開始している。 個別支援プランの募集、作成を住民防災組織と連携することで避難支援者を決めやすくなるようにしている。
自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下、要支援者）の円滑かつ迅速な避難を確保するため、共助の要となる防災区民組織に対し、要支援者ひとりひとりの避難支援方法や支援者に関する計画書（区避難支援個別計画書）の作成などの支援体制構築の支援を行っている。また、避難誘導ワークショップの実施や支援体制構築のため区避難支援個別計画作成名簿を関係者に配付している。また、新型コロナウイルス感染症等対策について盛り込んだマニュアルを作成した。発災時には避難施設に応じて要配慮者専用の部屋を設ける、もしくはスペースを間仕切るなどの対応を行う。
避難所の開設状況をアラートを通じてテレビで確認できるようにする。 避難勧告等の情報を事前に登録した電話にお知らせする。（令和3年度検討中） 外国人に対して、避難所に自動翻訳機を配備する。（令和3年度検討中）
風水害対応マニュアルにおいて、原則と除外規定を明記した。※避難者数等をかんがみると、根本的な解決になっておらず調整を継続しております。
避難行動要支援者名簿を基に、消防本部等に依頼し、戸別訪問を実施している。

Ⅲ

その他、関係機関や福祉施設等とのネットワークとの連携

●災害時の要配慮者支援において、保健所や医療機関等との連携において想定していること

- *保健所との連携では、「濃厚接触者の判定、スクリーニング」、「感染が疑われる場合は、保健所と協議し、専用避難所への搬送」、「在宅中の濃厚接触者等に対し、災害発生時に専用の避難所へ避難するように伝達している」等があげられている。
- *医療機関とは、「感染者・濃厚接触者はただちに医療機関へ移送」、「在宅の濃厚接触者が避難する医療救護所の設置・運営」等の連携が想定されている。

【問11】 特に新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を踏まえて、災害時の要配慮者支援において、保健所や医療機関等との連携において想定していることがあれば教えてください。（記述回答）

新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況をふまえて、災害時の要配慮者支援における保健所や医療機関等との連携について、想定していることを尋ねました（表49）。

保健所との連携については、「濃厚接触者の判定、スクリーニング」、「感染が疑われる場合は、保健所と協議し、専用避難所への搬送」、「在宅中の濃厚接触者等に対し、災害発生時に専用の避難所へ避難するように伝達している」等が回答としてあげられました。

医療機関との連携については、「感染者・濃厚接触者はただちに医療機関へ移送」、「在宅の濃厚接触者が避難する医療救護所の設置・運営」等の連携が想定されています。

いずれも事前の役割分担やフローの確認が必要で、課題と感じている自治体が複数あります。

表49 災害時の要配慮者支援において、保健所や医療機関等との連携において想定していること【主な回答】

n=38

○保健所との連携

避難者が体調不良となった場合の医療機関への搬送 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の保健所による濃厚接触者の判定 保健師等による民間の宿泊施設等への避難者のスクリーニング
避難所の受付において、感染が疑われる方が来た場合には、保健所と連携し専用の避難所に搬送する。（警戒レベル3：高齢者等避難開始情報を発令して高齢者等が避難した場合を想定して回答しています。）
高齢者や基礎疾患を要する者は重症化するリスクが高いため、派遣された保健師等を通じ、健康状態の確認を徹底する。
災対医療衛生部に（保健所）に相談できる相談員を置く予定。ここで医療機関につなげるかの判断を行う予定となっている。
区の機関として保健所があるため当然に連携する。
避難者に感染が確認された場合には、多摩府中保健所の指示により、施設の消毒や避難者を別の施設に移動させるなどの対応を取る。
（保健所との連携）感染者が避難所に訪れた際に、保健所への搬送を保健所が行う。
新型コロナウイルス感染症で、在宅中の濃厚接触者等に対し、災害発生時に専用の避難所へ避難するように伝達している（保健所）

避難所における体調不良者・濃厚接触者等が避難してきた場合は、保健所へ連絡し対応を仰ぐ。
呼吸器を使用している方については、事前に保健所より情報提供をもらい、情報の把握に努めている。
医療用ガウンの使い方等、今後保健所より指導をいただく機会を設ける予定
保健所の指示に従って行動する。
保健所には濃厚接触者、自宅療養者の情報を提供してもらいたい。
コロナ陽性者やその濃厚接触者が避難する場合の保健所との連携

○医療機関との連携

常時、医療機関とのホットラインが必要であると思われる。同時に避難所、福祉避難所における要配慮者支援（巡回バイタルチェック等）において、医療系専門職を要する医療機関等との連携は必要である。
在宅の濃厚接触者等が避難する医療救護所の設置、運営（医師会）
福祉避難所から、その方々にふさわしい施設（医療機関等）への移行（移動）。 感染者・濃厚接触者は、ただちに医療機関へ移送。
台風等事前に予見できる災害においては、人工透析患者について、事前に医療機関に宿泊ができるか確認を行っている。
感染の疑いのある避難者について、医師に電話で問診をしてもらう
避難所等で体調が悪化した場合に迅速な処置ができるよう診療所と連携

○その他

感染者又は感染の疑いのある方が避難してきた場合の対応。保健所による判断や医療機関への搬送が必要となった場合のフローについて調整が必要となる。
感染症流行時の避難所開設の講習会や検討会を行っている。
福祉避難所で感染症等が発生した場合の連携を密にする。
保健所、医療機関の指導を受ける。
要配慮者の分散避難（複数の避難所）へ。
原則、避難所の段階で感染症疑いも含め隔離することとしており、二次避難所である福祉避難所には拡大しないよう配慮しているが、特に保健所や医療機関との連携について具体的に定まっているものはない。
現状では具体的な連携は想定していない。（障害福祉課）
検討中（ほか7自治体）

●民間福祉施設のネットワークや活動との接点

- * 各区市町村の民間福祉施設のネットワークや活動との接点を活用している自治体は、16自治体（25.8%）
- * 接点を持っている自治体は様々な種別の連絡会を通じて情報共有している。社会福祉法人の連絡会と接点を持っている自治体は2自治体
- * 一方、把握していないと回答した自治体が、36自治体と6割強

【問12】 民間の福祉施設等においては、独自にネットワークをつくり、災害対策の協議や相互支援体制を構築している地域もあります。民間福祉施設のネットワークやそのような活動との接点がありますか。あてはまるもの一つに○をしてください。（単数回答）

地域により、災害対策の協議や相互支援体制を構築するためネットワークや活動に取り組んでいる民間の福祉施設等があります。それらのネットワークや活動と、自治体が接点を持っているか尋ねました。回答は「把握していない」が最も多く、36自治体（63.7%）でした。「接点を持っている」と回答したのは16自治体（25.8%）でした（図20、表50）。

「接点を持っている」自治体に具体的にその連携先を尋ねたところ、高齢や障害などの種別や職種ごとの連絡会、社会福祉法人連絡会（2自治体）があげられています。接点の内容としては、「連絡会や研修会の定期的な開催」、「運営訓練の実施を通して、情報共有や意見交換を行っている」という回答のほか、「相互応援体制の構築をめざしている」との回答も見られました（表51）。

災害時には平時からの連携、顔の見える関係が重要と言われていています。一層の連携が求められます。

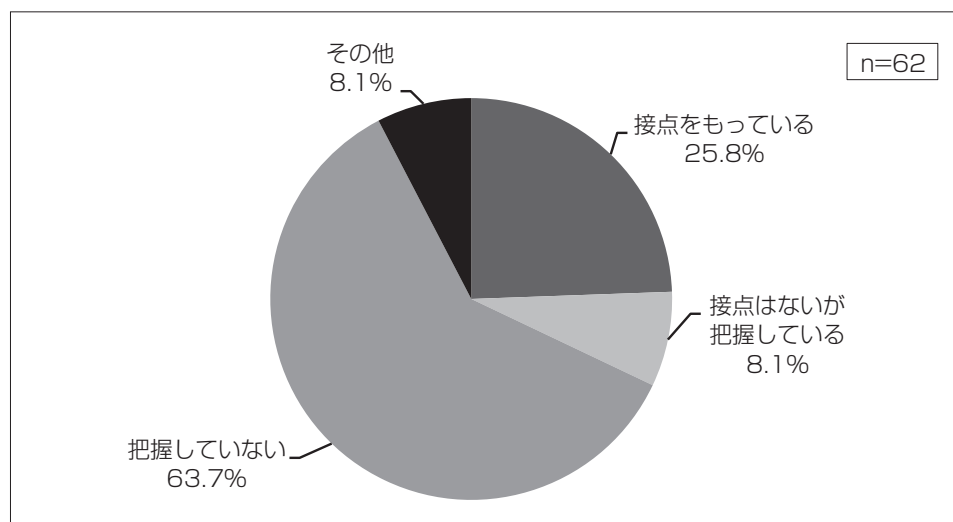


図20 民間の福祉施設のネットワークや活動との接点

n=62

表50 民間の福祉施設のネットワークや活動との接点

	回答数	%
全体	62	100.0
1 接点をもっている	16	25.8
2 接点はないが把握している	5	8.1
3 把握していない	36	63.7
4 その他	5	8.1

表51 民間の福祉施設のネットワークや活動との接点（「接点を持っている」の自由回答）

n=16

○連絡会や研修等を通じて、情報共有している

ケアマネジャーネットワーク連絡会において災害対策の協議や研修会を実施している。
指定特定相談支援事業所連絡会において、災害時の対応について情報共有を実施している。
福祉避難所協定締結施設が集まる機会を年に数回開催しており、近接施設による情報共有を図っているほか運営訓練等実施している。
障害者団体連合会や全民協の会合等を通じて、災害時要配慮者等の情報共有を行っている。
区内社会福祉法人等連絡会との情報交換を定期的に行なっている
不定期ではあるが、区内の特養等の高齢者施設の施設長会議に出席しており、様々な情報の交換に努めている。
関係団体とネットワーク協議会を設け、意見交換をしながら検討を進めている。
事業所連絡会等を把握して、それらのネットワークを活用し、情報の共有や相互支援の体制構築に向けて取り組んでいる。
市内の居宅介護支援者事業により組織されている連絡会において、要配慮者支援事業について連携して実施できるように協議している。
市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワークを設置している

○訓練に参加してもらっている

毎年市で行う総合防災訓練に参加していただいている。また、訓練に向けての定例会において、一般防災対策について話し合いを実施している。
ネットワークという形式ではないが、年に数回、防災に関して会議体を開催しているほか、無線通信訓練等を実施している。
東社協のネットワーク訓練に参加している。
高齢者福祉課では、民間の福祉施設と連携した訓練を実施するなど、災害対策の協議等は行っている。

○協定を締結している

区障害福祉サービス事業者連絡会と、「災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定」を締結している。
区介護サービス事業者連絡協議会と、「災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定」を締結している。
老人ホームと協定を締結し、災害時に協力してもらうようにしている。

○その他

現在、応援派遣について働きかけている。

表52 民間の福祉施設との具体的な接点の内容（「その他」の自由回答）

n=6

地域の防災組織と民間福祉施設とは、災害時に備え連携を行っていることは把握している
庁内でも、要配慮者支援に関する検討会を立ち上げて対策を進める予定
市老人福祉連絡協議会と二次避難所利用に関する協定を締結している。
民間業者は無い。
村内に民間の福祉施設はない
民間福祉施設はありません

参考資料

新型コロナウイルス感染症等の感染症リスク下での
自然災害に対する福祉避難所の備えと取組みに関する調査
調査票

新型コロナウイルス感染症等の感染症リスク下での自然災害に対する福祉避難所の備えと取組みに関する調査

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

○近年、被害規模の大きい台風や集中豪雨による局地的な水害が頻発、激甚化しています。一方で、令和元年末から新型コロナウイルス感染症が全世界で感染拡大し、密接した空間を避ける、人と一定の距離を保つなど、新たな生活様式への転換が提唱されています。特に、今後、東京においても地震だけでなく水害による被害が発生する可能性があることを考えると、新型コロナウイルス感染症をはじめ、様々な感染症のリスクを避けつつ、水害を含めた自然災害全般に対する備えや対応が求められています。あわせて、災害発生時に要配慮者を受け入れる福祉避難所については、多くの区市町村で福祉施設が想定されており、これまで以上に利用者の安全と要配慮者への支援の対策が課題になると考えられます。

○本会は、社会福祉法に基づく、官民の都内福祉施設や事業所、福祉関係団体からなる協議会として、これまでも継続的に大規模災害に対する福祉施設・事業所や都内自治体の備え、取組み等について調査等を行っております。また、「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」の事務局の他、災害ボランティアの派遣調整、災害時の支援のための平時からの福祉・介護の職能団体や関係団体とのネットワークの構築など、災害時の支援にかかるさまざまな取組みを行っております。

○今回の調査では、現段階での各区市町村における福祉避難所の整備状況と、特に、様々な感染症リスク下での水害を中心とした自然災害への備えの状況等を把握し、その知恵や工夫、課題を共有することで、今後の東京における要配慮者を守る防災対策の充実につなげたいと考えております。何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

※調査結果を調査報告書、当会ホームページにて公表しますが、原則、区市町村名は公表いたしません。ただし、先進的な工夫を紹介するため区市町村名を出させていただきたい場合には、内容を確認、了解いただいたうえで公表することがあります。

※調査結果をもとに、必要に応じてヒアリングをお願いさせていただくことがあります。

※調査票につきましては、各区市町村の防災主管課にお送りしております。本調査に回答いただくにあたり、より適切な所管部署がある場合には、お手数ですが当該部署にお渡しいただくか、あるいは当該部署に取組み等を確認いただいた上でご回答いただければ幸いです。

※大変恐縮ですが、なるべく下記E-mail宛にご回答をお願いいたします。メールでのご回答が難しい場合は、返信用封筒を使用してお返送ください。

* 調査回答メ切：**令和2年10月16日（金）**

* 回答送付先：kikaku_chosa@tcsw.tvac.or.jp

問合せ先：東京都社会福祉協議会 総務部企画担当 須藤、山本

TEL：03-3268-7171、FAX：03-3268-7433、Mail：kikaku_chosa@tcsw.tvac.or.jp

**新型コロナウイルス感染症等の感染症リスク下での自然災害に対する
福祉避難所の備えと取組みに関する調査**

※調査票につきましては、各区市町村の防災主管課にお送りしております。本調査に回答いただくにあたり、より適切な所管部署がある場合には、お手数ですが当該部署にお渡しいただくか、あるいは当該部署に取組み等をご確認いただいた上でご回答いただければ幸いです。

※回答内容について、別途お問合せをさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。

貴区市町村名	
福祉避難所を直接的に管轄する部署 (※複数の部署にまたがる場合は、関わりの大きい順に複数部署をご記入ください)	

ご記入者	記入者の部署・係		記入者名	
	メールアドレス		電話番号	

※以下、令和2年9月1日時点の情報をご記入ください。

I 福祉避難所の整備状況

問1 貴区市町村では「福祉避難所」を指定していますか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

※本調査では「福祉避難所」とは、災害時に自宅や一般避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所のことを指します。

- 1 指定している
- 2 指定していない ⇒指定していない理由：
→問9以降の設問をお答えください

問2 貴区市町村において指定する福祉避難所数、定員数についてお伺いします。

(1) 指定している福祉避難所数、及び福祉避難所全体の定員数について、あてはまる項目すべてにご記入ください。(複数回答)(新型コロナウイルス感染症の影響による設置か所数、定員数の見直しの有無については、問8(2)でお伺いします。)

	福祉避難所数	総定員数
①社会福祉施設に設置	() 箇所	() 名
うち、高齢者福祉施設	() 箇所	() 名
障害者福祉施設	() 箇所	() 名
児童福祉施設	() 箇所	() 名
その他 ()	() 箇所	() 名
②特別支援学校に設置	() 箇所	() 名
③小中学校に設置	() 箇所	() 名
④公民館に設置	() 箇所	() 名
⑤その他 () に設置	() 箇所	() 名
⑥その他 () に設置	() 箇所	() 名
⑦その他 () に設置	() 箇所	() 名
⑧その他 () に設置	() 箇所	() 名
合計	() 箇所	() 名

(2) (1) でご回答いただいた福祉避難所数、定員数はどのように設定していますか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

- 1 避難行動要支援者名簿の対象者数の一定割合から、福祉避難所対象者を算出し、指定する施設等のスペースを踏まえ、必要数を設定
- 2 避難行動要支援者名簿の登録者数の一定割合から、福祉避難所対象者を算出し、指定する施設等のスペースを踏まえ、必要数を設定
- 3 区市町村で想定する避難者数の一定割合から、福祉避難所対象者を算出し、指定する施設等のスペースを踏まえ、必要数を設定
- 4 指定できるところや協力が得られる施設等に依頼し、指定する施設等のスペースを踏まえ、定員数を設定
- 5 その他 ()

問3 福祉避難所についての周知を住民にどのように行っていますか。あてはまるものすべてに○をしてください。また、周知する上での課題やそれに対して工夫していることを下記の(2)、(3)に、ご記入ください。

(1) 周知方法 (複数回答)

- 1 防災マップ、防災ハンドブックで周知している
- 2 福祉避難所一覧を掲載する等ホームページで周知している
- 3 当事者団体等の連絡会等を通じて周知している
- 4 二次避難所として位置づけている等のため、積極的な周知は行っていない
- 5 その他 ()

(2) 課題 (記述回答)

()

(3) 工夫 (記述回答)

()

問4 災害時に貴区市町村で福祉避難所を設置・運営するうえで現時点で想定している課題があればご記入ください。(記述回答)

()

問5 指定する福祉避難所に避難することを想定していない一般の避難者や要支援者、その家族等が避難してくることも考えられます。そうした場合の対応について定めている方針があるか、あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

1 方針を定めている

⇒方針に近いものについて、下記選択肢のうちあてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

(1) 指定する福祉避難所の裁量に任せる

(2) 発災時等の状況により、区市町村が判断する

(3) その他 ()

2 方針は定めていない

3 その他 ()

問6 災害発生後、停電等により電話やインターネット等の通信手段が遮断された場合を想定した福祉避難所との通信手段を確保していますか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

1 確保している

⇒具体的な通信手段をお書きください。

()

2 確保していない

3 検討中である

⇒差し支えない範囲で検討中の内容をご記入ください。

4 その他 ()

「問2(1)で社会福祉施設に福祉避難所を指定していると回答した区市町村にお聞きします」

問7 貴区市町村における民間の福祉施設・事業所を想定した福祉避難所の設置・運営状況について、お聞きします。

(1) 指定する民間の福祉施設と福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結していますか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

1 締結している (一か所でも締結している場合は1に回答してください)

→ (2)以降の設問をお答えください

2 締結していないが、今後予定している → (2)以降の設問をお答えください

3 締結していない → (4)以降の設問をお答えください

4 その他 → (4)以降の設問をお答えください

()

≪問7(1)で1 締結している、2 締結を予定していると回答した区市町村にお聞きします≫

(2) 福祉避難所の協定の内容について、それぞれの項目について一つに○をしてください。(単数回答)

選択肢 1 記載している・2 一部記載している・3 記載していない
・4 その他(具体的にご記入ください)

	協定の内容	回答欄
①	設置までの手続き	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ()
②	福祉避難所での支援内容・方法	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ()
③	設置・運営にかかる費用分担	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ()
④	福祉避難所の定員	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ()
⑤	福祉避難所の受入れ対象者	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ()
⑥	避難者の受入れルート (一般避難所からなど)	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ()
⑦	その他	具体的にご記入ください。

(3) 福祉施設等に福祉避難所の設置・運営にあたって、どのように役割分担を想定していますか。①～⑧についてあてはまる欄すべてに○をしてください。「その他」の欄には、その内容を記入してください。(複数回答)

	担い手					現時点で 役割分担は していない
	区市町村	施設	要配慮者 の家族	本人	左記以外	
①福祉避難所の受入れ避難者の調整					()	
②福祉避難所の設置に必要なスペースの提供					()	
③一般避難所から福祉避難所への移送					()	
④福祉避難所における介護・見守り					()	
⑤介護・福祉等の専門職ボランティアの手配					()	
⑥必要となる物資の調達・手配					()	
⑦食事の提供等日常生活維持のための支援					()	
⑧その他 ()					()	

(4) 貴区市町村で民間の福祉施設における福祉避難所の設置・運営のために、事前に行っていることについてあてはまるものすべてに○をしてください。(複数回答)

- 1 貴区市町村独自に福祉避難所の設置・運営に関するマニュアル等を整備している。
- 2 貴区市町村内の福祉避難所に位置づけている福祉施設が福祉避難所を設置・運営するためのマニュアル等を整備する支援をしている。
- 3 福祉避難所の設置・運営に関する訓練をしている。
- 4 福祉避難所用物資の一部(例:簡易ベッド、備蓄食料、発電機、通信設備等)を、あらかじめ貸与している。
- 5 福祉避難所における介護・医療等の物資の確保のために協定等を結んでいる。
- 6 福祉避難所を運営するための人材の確保に関する協定等を結んでいる。
- 7 避難行動要支援者の名簿を福祉避難所に位置づけている施設と共有している。
- 8 区市町村と福祉避難所に位置づけた福祉施設との間で定期的に情報交換や意見交換の場を設けている。
- 9 その他 ()
- 10 特になし

II 感染症、水害への備え

≪福祉避難所の設置、運営に関して、新型コロナウイルス等の感染症の影響についてお聞きします。(前問までの回答で、すでに回答いただいた部分との重複があったとしても、ここでは再度、新型コロナウイルス感染症を中心とした感染症対策に特化してご回答ください) ≫

問8 (1) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、協定の内容の見直しを行いましたか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

1 行った

⇒見直しを行った内容について具体的にご記入ください。(一項目につき、一行ずつ記入してください。行が足りなければ追加してご記入ください。)

見直した事項	見直す前の内容	見直した後の内容

- 2 行っていない
- 3 今後検討予定
- 4 その他 ()

(2) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、福祉避難所の設置か所数、定員数の見直しを行いましたか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

1 行った

⇒設置か所数、定員数の増減など、見直した事項について具体的にご記入ください。

()

2 行っていない

3 検討中である

4 その他 ()

(3) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、福祉避難所の運営等について、指定する施設等と協議を行っていますか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

1 協議した

⇒協議した事項について具体的にご記入ください。

()

2 協議していない

3 検討中である

4 協議の予定がある

5 その他 ()

(4) 新型コロナウイルス感染の疑いのある人への対応・備えをどのように想定していますか。あてはまるものすべてに○をしてください。(複数回答)

1 福祉避難所内でのゾーニングを想定した訓練を実施、または計画している (感染の疑いのある人と疑いのない人が使用する動線を分けるなど)

2 新型コロナウイルス感染の疑いのある人専用の避難所を案内

3 検討中である

4 その他

⇒具体的にご記入ください。

()

問9 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策と水害対策を踏まえて、貴区市町村の防災対策において新たに用意した物品、福祉避難所協定先に新たに配布した物品はありますか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

1 新たに用意した物品がある

2 用意する予定がある

⇒1もしくは2に○をした方は、以下の欄に具体的な内容をご記入ください。

新型コロナウイルス 感染防止	
水害対策	

3 用意していない

4 検討中

5 その他 ()

問10 その他、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策や、近年多発する水害を踏まえ、災害時における要配慮者支援において、課題になっていることや工夫していることがありましたらご記入ください。(記述回答)

課題

()

工夫

()

Ⅲ その他、関係機関や福祉施設等とのネットワークとの連携

問11 特に新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を踏まえて、災害時の要配慮者支援において、保健所や医療機関等との連携において想定していることがあれば教えてください。(記述回答)

⇒場面、連携先、連携する内容等、具体的にご記入ください。

()

問12 民間の福祉施設等においては、独自にネットワークをつくり、災害対策の協議や相互支援体制を構築している地域もあります。民間福祉施設のネットワークやそのような活動との接点がありますか。あてはまるもの一つに○をしてください。(単数回答)

1 接点をもっている

⇒具体的にご記入ください。

()

2 接点はないが把握している

3 把握していない

4 その他 ()

ご協力ありがとうございました。

令和2年度 「感染症リスク下での水害に対する
福祉避難所の備えと対応に関する調査」プロジェクト

氏名	所属	備考
1 高橋 洋	(一社) 福祉防災コミュニティ協会 副理事長 認定NPO災害福祉広域支援ネットワーク・サンダー バード 副代表理事	NPO・NGO
2 中村 正人	(福) 亀鶴会 神明園 施設長	福祉施設・事業所 (高齢) 災害対策検討委員会
3 森 敏彦	(福) 泉会 日の出舎 施設長	福祉施設・事業所 (身体障害)
4 岩田 雅利	(福) 正夢の会 コラボいなぎ 施設長	福祉施設・事業所 (知的障害) 災害対策委員会

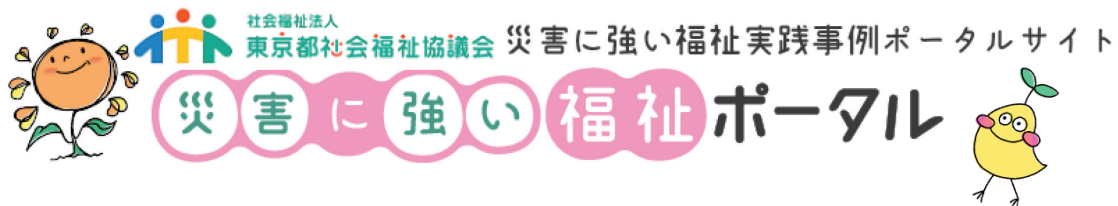
「災害に強い福祉」推進事業

～ 「新型コロナウイルス感染症等の感染症リスク下での自然災害に
対する福祉避難所の備えと取組みに関する調査」 結果～

本報告書のコラム、参考事例の作成にあたり、以下の自治体にご協力いただきました。(行政番号順)

・中央区 ・世田谷区 ・荒川区 ・足立区 ・江戸川区 ・町田市 ・狛江市 ・清瀬市

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
TEL 03(3268)7171 FAX 03(3268)7433
<https://www.tcsw.tvac.or.jp/>



「災害に強い福祉」ポータルサイトをご活用ください。
災害時要援護者ブックレットとして蓄積してきた実践事例をポータルサイトに全編掲載し
ています。

災害別・地域別・支援対象者別やフリーワードで検索できます。

災害に強い福祉 ポータル

検索



<http://fukushi-portal.tokyo/saigai/>



本書は、社会福祉法人東京都共同募金会の配分金により作成いたしました。